

第四十八回国会 参議院社会労働委員会會議録第十九号

昭和四十年五月十七日(月曜日)
午後一時三十二分開会

委員の異動

五月十四日

補欠選任

館 哲二君
鹿島 俊雄君

草葉 隆圓君
上林 忠次君

五月十五日

補欠選任

上林 忠次君
山口 重彦君

鹿島 俊雄君
藤原 道子君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

小柳 勇君

委員

亀井 光君

川野 三曉君
紅露 みつ君

佐藤 芳男君
竹中 恒夫君

鈴木 強君
藤原 道子君

小平 芳平君
林 堀君

衆議院議員

社会労働委員長

松澤 雄藏君

国務大臣

厚生 大臣 神田 博君

政府委員

厚生大臣官房長 梅本 純正君

厚生省公衆衛生局長 若松 栄一君

厚生省医務局長 大崎 康君

厚生省児童家庭局長 竹下 精紀君

厚生省年金局長 山本 正淑君

社会保険庁年金保険部長 實本 博次君

事務局側 常任委員会専門員 中原 武夫君

本日の會議に付した案件

○理事の補欠互選の件

○議案の撤回に関する件

○寄生虫病予防法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○医療金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○原子爆弾被害者の医療等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○原子爆弾被害者の医療等に関する法律の一部を改正する法律案(第四十六回国会中村順造外四名発議)

○国民年金法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(小柳勇君) ただいまより社会労働委員会を開会いたします。

委員の異動についてお知らせいたします。五月十四日、館哲二君、鹿島俊雄君が委員を辞任され、その補欠として草葉隆圓君、上林忠次君がそれぞれ選任されました。また、五月十五日、上林忠次君、山口重彦君が委員を辞任され、その補欠として鹿島俊雄君、藤原道子君が選任されました。

た。

○委員長(小柳勇君) 理事の補欠互選を議題といたします。

委員の辞任に伴い、理事が一名欠員となっております。

つきましては、直ちにその補欠互選を行ないたいと思ひます。互選は、投票の方法によらないで、委員長にその指名を御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(小柳勇君) 御異議ないと認めます。

○委員長(小柳勇君) 御異議ないと認めます。

○委員長(小柳勇君) 議案の撤回についておはかりいたします。

本委員会に付託されております医療法の一部を改正する法律案(参第一一五号)について発議者から撤回の申し出がありました。これを許可することに御異議ございませんか。

○委員長(小柳勇君) 御異議ないと認めます。

○委員長(小柳勇君) 御異議ないと認めます。

○委員長(小柳勇君) 寄生虫病予防法の一部を改正する法律案を議題といたします。

提出者衆議院社会労働委員長松澤雄藏君より提案理由の説明を聴取いたします。松澤雄藏君。

○衆議院議員(松澤雄藏君) ただいま議題となりました寄生虫病予防法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

この法律案の趣旨とするところは、現行寄生虫病予防法におきまして定められております日本住血吸虫病の予防のための溝渠新設の基本計画が昭和三十二年以降七十年とされているものを昭和四十年以降七十年とし、日本住血吸虫病の予防の徹底をはかることとするものであります。

御承知のように、日本住血吸虫病は、山梨、岡山、広島、福岡、佐賀などにおきまして広く蔓延し、農耕その他住民の日常生活に重大な障害を与えているのであります。しかも、この疾病につきましては、医学の進歩した今日におきましても的確な予防治療の方法がなく、その根絶をはかるには、病原虫の中間宿主である宮入貝を絶滅する必要があるため、昭和三十二年より十一年計画で宮入貝の生息地帯における溝渠のコンクリート化を行なつてまいつたのであります。しかしながら、計画実施後、これまでの経過を見てみますと、地方における財政支出などの関係に災ひされまして、十一年計画の最後の年であります昭和四十一年度までに当初の計画を完了するのは困難な状況となっております。

この法律案は、このような状況及びこの疾病の住民に及ぼす大きな影響を考慮して、昭和四十年よりあらためて七十年にわたる溝渠新設の基本計画を作成し、日本住血吸虫病の撲滅をはかることとするものであります。

以上がこの法律案を提出いたしました理由であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(小柳勇君) 本日は提案理由の説明聴取のみにとどめておきます。

病予防法におきまして定められております日本住血吸虫病の予防のための溝渠新設の基本計画が昭和三十二年以降七十年とされているものを昭和四十年以降七十年とし、日本住血吸虫病の予防の徹底をはかることとするものであります。

御承知のように、日本住血吸虫病は、山梨、岡山、広島、福岡、佐賀などにおきまして広く蔓延し、農耕その他住民の日常生活に重大な障害を与えているのであります。しかも、この疾病につきましては、医学の進歩した今日におきましても的確な予防治療の方法がなく、その根絶をはかるには、病原虫の中間宿主である宮入貝を絶滅する必要があるため、昭和三十二年より十一年計画で宮入貝の生息地帯における溝渠のコンクリート化を行なつてまいつたのであります。しかしながら、計画実施後、これまでの経過を見てみますと、地方における財政支出などの関係に災ひされまして、十一年計画の最後の年であります昭和四十一年度までに当初の計画を完了するのは困難な状況となっております。

この法律案は、このような状況及びこの疾病の住民に及ぼす大きな影響を考慮して、昭和四十年よりあらためて七十年にわたる溝渠新設の基本計画を作成し、日本住血吸虫病の撲滅をはかることとするものであります。

以上がこの法律案を提出いたしました理由であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(小柳勇君) 本日は提案理由の説明聴取のみにとどめておきます。

○委員長(小柳勇君) 次に、医療金融公庫法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案に対し、これより質疑に入ります。質疑の

○委員長(小柳勇君) 次に、医療金融公庫法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案に対し、これより質疑に入ります。質疑の

○委員長(小柳勇君) 次に、医療金融公庫法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案に対し、これより質疑に入ります。質疑の

○委員長(小柳勇君) 次に、医療金融公庫法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案に対し、これより質疑に入ります。質疑の

○委員長(小柳勇君) 次に、医療金融公庫法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案に対し、これより質疑に入ります。質疑の

○委員長(小柳勇君) 次に、医療金融公庫法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案に対し、これより質疑に入ります。質疑の

○委員長(小柳勇君) 次に、医療金融公庫法の一部を改正する法律案を議題といたします。

おありの方は、順次御発言を願います。

○鈴木強君 最初に、大臣にお尋ねいたしますが、医療金融公庫が設立をされてから五、六年になると思います。この間、関係皆さんの御苦労によって、およそその目的を達成しておると思ひますが、大臣は、その公庫の五、六年間の運営について、後ほどまたこまかいことをお尋ねいたしますが、總括的にいってうまくいっているかどうかですね、そういう点についてのおおよそのあなたの見方を最初に伺っておきたいと思ひます。

○国務大臣(神田博君) 医療金融公庫がその目的を十分に達しておるか、その機能を十分に發揮しておるかという御趣旨のお尋ねのように承つたのでありますが、ただいまお述べございましたように、医療金融公庫発足以来、私は、十分その役割りを尽くしておると思ひます。ことに貸し付け面から見ても、あとで政府委員からまた御答弁されるつもりでございますが、必要に応じて申し込み額も相当の額にのぼっておりまして、足らないというようなくと、それから、また、診療所もこの種の資金の借り出しをはかりまして、これを活用いたしまして、できるだけだけ診療所を整備いたしまして、そして近代医学を完全にひとつ利用してもらおうというようなことが順次行き渡つてまいつたのでございまして、でございますから、私どもとしましては、低利の金が出回ります、そしてその実効をあげておる、今後ますますその必要に迫られておる、こういうふうに考えております。

○鈴木強君 たいへん大臣から、適切な御答弁だと思ひますが、運営についての御処置も承りました。私は、すべて事業は人にありと、こゝにいわれておられますが、問題は、いかに崇高な理想、目的を掲げても、要は、そこに働く人たちが一体になつて目的達成のために熱意を持つて努力するといふ態勢がでないと、なかなかものごとにはうまくいかないと、こう思ひわけです。したがつて、私の心配いたしますのは、現在のこの公庫の職員諸君がいろいろと制約のある中で努力されて

おることはわかりました。しかし、はたしてこの五年の間、そこに働く従業員の数も教えてもらいたいと思ひますが、そういう諸君との間にかなり、かきつかりあつたところがあるならば、まことに適切、また妥当、無理からぬ要求であれば、この問題についてはこれをいれてやると、こゝにいふふりな御配慮がなされておつたかどうか、これは一つの仮定のお話を聞いておられますが、なければならぬでございまして、そのことはいいかがでございまして。

○国務大臣(神田博君) ただいまお尋ねございました金融公庫の運営がどうなつていっているかということでございます。私の見たところによりますと、御承知のように、この金融公庫は最初からいままの總裁が理事長としてずっとやつてまいつております。幹事もほとんどずっとやつてまいつたわけでありまして、一度も内部の紛争というようなくことは聞いてございせん。非常に信頼を受けておる、中も十分いっている、そこで貸し付け額も非常に伸びております。こゝにいふことでございまして、この種の公庫といたしましては、まあまあ申し分なくこの役割りを果たしている、私はこゝにいふに考えております。

○鈴木強君 それは非常にけっこうです。もう一つ、具体的なことで恐縮ですが、概括的には運営が非常にうまくいっているということですが、おそろしく新しい試みでありましたし、設立当初から今日までの間において、やはりこゝにいふたいだらうとか、ああいうふうにしたらよかっただらうとか、たとえば運用の貸し付け資金等についても、あるいはこゝにいふにしているたらどうだらうとか、そういう、言ふならば経営の基本に關するやうな問題について、公庫總裁、あるいは公庫から厚生省のほうに對して直接そういうふうな要望とか意見といふものはなかつたのですか。全然なかつたのか、あるいはどういふものがあつたか、これはどうでございまして。

○国務大臣(神田博君) 公庫からいつもお話をいただきますことは、公庫の仕事が非常に医師等に徹底してまいりまして、非常に申し込みが多い、その申し込みが多いのにその需要に應じ切れない、こゝにいふことでございまして、この限られた資金を多くの申し込み者にいかに緊急よろしきを得てこれを貸し付けるか、こゝにいふことである。また、貸し付け金の回収も十分に順調にいつているといふことでございまして、いままでに見聞きいたしましたことは、事業がだんだん繁榮してきておる、この分であれば資金がもつとはいふやうなことで、ことにただいま御審議願つております、どうしても本所一カ所だけで東京でやつておりますだけでは不便だ、大阪に一つ支所をつくりまして、診療所の貸し付け等につきましては、関西以西の分はそちらでひとつ権限を持った理事を置いてやつていきたい、こゝにいふことでございまして、この強い希望でございまして、それをかなえたいといふことでこの法律案を出して御審議願つた、こゝにいふ実情でございまして。

○鈴木強君 そりしますと、いままで公庫のほうから要望のあつた問題については、今回のこの法律改正によつてほとんどその要求に應じられるといふことになる、したがつて、この改正がもしできれば今後万全な運営ができる、こゝにいふに理解していいのですか。

○国務大臣(神田博君) この段階においてはさうに考えております。

○鈴木強君 それでは、これから具体的ににお尋ねいたします。

まず第一にお尋ねしたいのは、いまも問題になりました公庫の融資原資の問題でございまして、資料を拝見しますと、四十年度の予定として政府の出資金五億、それから資金運用部資金の借り入れ金が百四十億、貸し付け金の回収金が二十五億、合計百七十億を予定しておりますが、この貸し付け金回収金、こゝにいふものの性格は、貸し付け年限によつてすでに回収しなければならぬものの中、たとえば予定の回収金が回収できない

ようなものがあるかどうか、二十五億が全部予定どおり回収できるのかどうか。

もう一つは、資金運用部資金の借り入れ金の百四十億といふものは、一体その内訳は何か、これをひとつ明らかにしてもらいたい。

○政府委員(大崎康君) まず、第一点の貸し付け金の回収状況でございますが、貸し付け金の回収は順調に行なわれておまして、三十五年度三百八十九万円、三十六年度三億七千六百八十八万円、三十七年度十億五千五百七十一万円、三十八年度十九億九千二百五十五万円、三十九年度十二月末現在で二十億七千六百七十七万円の回収がございまして、また、貸し付け金債権の取りつけは、目下のところでございます。

第二の問題でございますが、本年度の公庫の資金のうち、運用部資金から借りましたものの内訳でございますが、厚生年金の還元融資といたしまして六十二億、国民年金の還元融資から八億、その他運用部資金を七十億、以上でございまして。

○鈴木強君 この「貸付金回収金」ですね、おたくでいただいたこの資料を見ますと、年次別の推移が書いてあるのだが、三十五年度はゼロ、三十六年度は二億、三十七年度は六億といふので、あなたが言つたのとこれは数字が違ひますね。これはどういふ資料ですか。

○政府委員(大崎康君) お手元にございまして参考資料といたしまして、「貸付金回収金」とございまして、これは予定の額でございまして。私がいま申し上げましたのは、それを実行いたしました結果、現実に回収をいたしました金額でございまして。

迷惑をかけたことは申しわけないわけでございますが、私どもの考えをいたしましては、このところは貸し付け原資の額を書いたわけでございます。で、その貸し付け原資の中には、政府出資金と資金運用部の借入れ金と貸し付け回収金等に分かれておるわけでございます。それを貸し付け原資として書いたわけでございます。

○鈴木強君 これはいささかこの資料の理解のしかたにあると思いますが、あなたのほうでは、一応当時こういふふうになるというものを、まだ決算が済まない未定稿のものを並べたやつをそのまゝ出してきただよ、これは不親切だよ。こゝへ出す場合には、三十五年度は幾らと、実物を書いてもらわなくちゃ、実際のものを。こんなあなた資料の取り方はよくないな。大臣、厚生省というのは何の資料を聞いてもだめだね、こんな資料を出したらおかしいよ。

○政府委員(大崎康君) 貸し付け原資にございませう「貸付回収金」は、これは出資金の中で出資金として回収がされた部分でございます。出資金がありました分は、これは貸し付け原資として貸し付けされるわけでございます。ただし、貸し付け金の回収金の中には、出資金以外に、借入れ金によるものが入つておるわけでございます。その間にその数字の違いが出るわけでございます。

○鈴木強君 それなら貸し付け金回収金とそういうものがあつて、実際には資金はどう動いたというものをほしわけです。これはすぐわかるでしょう、資料は。あとでこの法案の審議が終わるまでにそれを出してくれませんか。

○政府委員(大崎康君) お手元まで資料を提出いたしたいと思ひます。

○鈴木強君 それから、この百四十億の運用部資金の借入れ金の内訳は厚生年金の積み立て金ですか、これの中から六十二億、国民年金が八億、その他が七十億というのですか、これは七十億というのとはどういふのですか、一体その他七十億というの、国民年金が八億でしよう、そういう御説明でしたら、その他というのは何ですか。

○政府委員(大崎康君) 御案内のように、運用部資金の中には、厚生年金、あるいは国民年金の保険料、それから郵便貯金等の金が入つてくるわけでございます。その中で二五%相当がこれは還元金、その中で、保険料による積み立て金のうち、二五%相当は、御案内のように、これは還元融資としてこれは還元をされておるわけでございます。その中から、それぞれ厚生年金につきましては六十二億、国民年金といつたしましては八億という額をちやうだいたしたわけでありませう。したがって、資金運用部資金の七十億という額は、還元融資以外の保険料その他の運用部資金に積み立てられた原資から割り当てられたものでございませう。

○鈴木強君 二五%の還元融資と保険料その他というのですが、それはあなたのほうへは、そういうことの内訳を何もあえて知らなくても、大蔵省のほうからそういう借入れ金として運用部資金から出してもらう金だからいいやうなものだけれども、保険料その他というのは一体どこから、簡易保険とか郵便年金とか、いろいろあるでしよう、そういうものはどこからきている金ですか。

○政府委員(大崎康君) 厚生年金、国民年金の保険料、それから郵便貯金、そういうふうなものでございませう。

○鈴木強君 その点はわかりました。それから、これは大臣、私は、公庫の融資原資の年次推移というのを拝見しまして、当初三十五年政府出資が十億でした、これは少ないでしようけれども、発足当時としてですから、まあまあわかりませうが、三十六年には二十億になり、三十七年には二十五億になり、三十八年には二十六億になり、三十九年には二十九億、まあまあ少ないですけれども、上昇傾向をたどつてきているわけですね。ところが、四十年年度には、政府出資金が五億というふうになり、出発当初の半分になつてしまつた。逆に運用部資金からの借入れ金というものが非常にふえてきておられます、百四十億と。私は、やはり公

庫の運営上、政府資金というものが多いほどいいわけですね。後ほどまた利率とか償還期限とか、そういうものを開きますけれども、そうしてみると、さつきあなたがおっしゃつたように、政府としてはできるだけ公庫の運営に便利な方法をとつてやるべきだと思つたわけですね。ところが、どうして神田厚生大臣になつて政府出資金が、がたつと五億になつたか、これは合点いきません。ですから、大臣、その理由を伺ひたい。

○国務大臣(神田博君) いまの鈴木委員のお話はそれとおりでございまして、私も、はつきり考え方といたしましては鈴木委員と同じ考え方を持っております。厚生省の考え方もうであります。が、御承知のように、四十年年度の国庫の財政の窮乏といひます、非常に弾力性がなくなつてしまつたわけですね。こういうことでございませう。できるだけ政府出資金があつたほうが公庫の運営がいいというところは、これは当然でございます。しかし、それがうまくいかなかつた。しかし、この公庫の需要がやはり盛んなものでございませうから、その他のほうで補つてまいつた、こういうことでございませう。理論的に言へばおっしゃる通りで、これは私もそれとおりで承服いたします。そういう考え方、私もよく承服しておつたのでございませうが、それがうまくいかなかつた。うまくいかなかったが、全体の金としてはそういうわけにもいかないのです、他のほうの、いま政府委員が説明したような金の出どころからこれを補つてきた、こういうことで御了承願ひたいと思ひます。

○鈴木強君 やつぱり大臣、それがベターだといふことだつたら、やはり万難を排してやるべきぢやないでしようか。總体のワツで帳じりを合はしたからといふことでは、ちよつとこれは大臣として申しわけないのぢやないですか。これは国家財政全体のワツがあるといふことも私はよくわかつています。しかし、必要として設立されたものである限りにおいては、私はやはり前年の実績を下回るしか、何をいふと、七十億といふものは、国民

年金、あるいは厚生年金の還元融資だと思つておられるわけですね。そうすれば、そういうものの主要目的といふものは、私は、私的医療機関に対する一つの協力といひますか、のための金として使うといふことは、これは疑義のあるところですね。みんな一生懸命掛けているわけですよ。それが全体のために益することをお願いしているわけですから、

「委員長退席、理事草葉隆圓君着席」
そういう趣旨からいつても、どうも運用部資金のほうからいふと、これによつてといふことはちよつと理屈に合致する。ですから、こういうことは非常に遺憾なことであらば、あなたの力が足りなかつたといふことであれば、それを反省して、少なくとも何となくと最大限の努力をしてもらいたい。思つたのだからしていただくと思つけれども、さらに努力をするとか、あるいは四十年年度はこれでやむを得ないとしても、当初のプリンスブルを厚生省が捨てない限りにおいては、どんなことがあつても、大蔵省と談判して、実績を下回らない程度の政府出資金といふものを獲得するといふことはやはり決意がなければいかぬです。こんなことをしておつたら、だんだん最後には政府出資金がゼロになりますよ、そんな甘つちやろ

う考え方では、その辺、理論的にそうであるといふならば、なぜ理論どおりでないのか、その正しい理論を否定するのは何か。正しい理論を否定していくといふ考え方が世の中に通るならば、正しい理論がつぶされて、まあまあ主義の理論が通つていくことになる。そんなことが政治の中に生かされてはいかぬと思ふ。ですから、ここは非常に大事なところですね。公庫設立の大事なポイントだと思ひますから、そういう意味で大臣にしつこく伺つておられるけれども、もう少し毅然たる態度をもつてこの原資獲得のために大いに努力していただくなければ、私は納得できない。いかがですか。

○国務大臣(神田博君) 考え方としてはいま鈴木委員のお話のとおりで、私もそういう意気込みで努力いたしたわけでございますが、遺憾ながら、

国家財政の現状がなかなかそういうわけにまいらなかつたということ。もう一つは、公庫がここからまで伸びてまいりました、コマージュ・ペースで仕事ができるようになってきたということも一つの原因だと思ふ。それから、いまの厚生年金、あるいは国民年金の還元融資を使つてというような意味のお尋ねがあつたように思います。私は、診療所等にこゝういふ資金を投入することは、やはり一般勤労者のためになることでございますから、医療に費途を充てておくということは、考え方としては私は決して悪いことではないと、こゝういふふうに考えています。いろいろ予算の折衝の最後におきまして、質も大事であつたが、量も大事であつたということで、むろんこれは来年度においては、私はその本質を捨てたわけではございませんから、十分努力いたしまして、国家の財政資金を投入してもらいたいという努力は続けるつもりでございます。

○鈴木強君　どうも伺っていると、その基本になる柱というものはそのとおりだとおっしゃっているのだが、やっぱりそこが現実には政府出資金というものが少なくなってきたから、そのことによってあなたの考え方というものがダウンしているのだと思えますけれども、やはり立つておる柱そのものがほ

んとうにそうであるならばきわめて遺憾である、これがごういふうに減ることはね。したがって、やはり政府出資金の増額についてはさらに努力をしてみるという御答弁ならば私はわかりますよ。ところが、何かそのとおりだというふうに私の立論をお認めいただいているのだが、現状はまあまあ質より量だということでほかへそらされてしまいますと、目的をちよつと私は、大臣、納得できないのですよ、これは。あなた努力してくれたのだから、ことし五億になったことをいまから二十億にふやしてくれといっても、これはできない仕事ですから、財政投融资の資金計画というものも立っているのですから、われわれそのことは百も承知なんです。しかし、今後の厚生省としての決意としてごういふ問題ははっきりしておかぬと、だん

だんとおかしくなりますよ。だから、そういう意味において、私だって厚生年金の積み立て金の還元融資というものは、それはもう基本的には勤労者諸君のいろいろな社会保険施設というか、何かそういうものに使われるというのが筋ですよ。だけれども、こういった営利を目的とする医療機関に使うことも、私は絶対否定する立場ではないの

ですよ、これは。あなたの言うように、悪いことではない、それは私もわかりますよ。しかし、それはやむを得ない場合のことであつて、本来の目的はそこにあるのじゃないでしょうか。さしてみれば、やはり政府出資金というものに依存をしていくというのが立場じゃないでしょうか。これはコマーシャル・ベースと言うけれども、医療金融公庫をつくつても、営利を目的とするわけじゃないでしょう。やはり厚生省がおやりになるよりかも公庫のほうがやりいいからということが公庫の設立の目的ですから、本来ならばこれは政府の目的ですよ。こんなコマーシャル・ベースでペイするからという、そんな考え方自体もおかしい。もう少しその辺の基本的な考え方についてはつきりしておかぬと、公庫設立そのものも私はちょっとおかしくなる。そういう意味においてあなたの御所見を承つてゐるのですよ。

○政府委員(大崎康君) 先ほど先生がお述べになりました資料にもございますように、政府出資金は三十五年度十億、それから漸次累増いたしておりまして、三十九年度で二十九億になっておるわけでございます。四十年度の五億を足しますと、政府出資金が合計百十五億程度になるわけでございます。で、政府出資金そのものの額を幾らにするかということとは非常にむずかしい問題でございまして、私どもといたしましては、政府出資金の額を一元でもふやしまして医療金融公庫の収支をよくしようというふうな気持ちは十分でございますが、四十年度の医療金融公庫の帳じりを合わせますと、出資金がだんだんふえてきておる關係上、その業務運営を勘案いたしてまいりますと、四十年度においては五億程度で大体収支が合

うような実は計算ができてまいったわけでございます。で、この点につきましては、私ども出資金の額はさらにふやしたいということとは、ただいま大臣から御答弁申し上げましたとおりでございます。私ども事務当局ではございますが、将来さらにこの点は努力をいたしたいと、かように考えておるわけでございます。

○鈴木勇君 大臣、事務屋さんというのはなかなかうまいですよ、理屈をつけるのが。だから、私は、そういう事務的な話ではもう済まぬのです、これは。だから大臣に答弁を求めているのですよ。何と言おうと、資金計画を立てる場合に、従来の実績というものがあるわけですからね、実績がそれをくすす場合だったら、政府出資金を出したときにはこういう弊害がある、だから政府出資金はなるべく減らして、資金運用部資金なら資金に依存していくほうが、公庫の将来に向かってはそのほうがいいのだ、五年間やってみたけれども、政府出資金というものはあまりためにならぬのだ、そういうのはつきりした五年間の経験に徴して減らす理由があればいいのですが、そうでないでしょう。むしろそれをふやしてやったほうが当初設立した目的に沿うのではないか。そうであれば、なぜこれを減らしたかということになる。

だから、私は、これはことしはそういうわけでやむを得ないとしても、昨年の実績を下回るといふようなことについては、これはたいへん厚生省として不満である。しかし、国家財政全般からことしはやむを得なかったが、ひとつ来年度についてはもっとこれをふやすために最善の努力をいたしますと、これは大臣が留任してもらえばいいと思うのですが、何か改造も近くあるようだから、それはあなたがかわつたときに、これはたいへん失礼だけれども、引き継ぎをしてもらう、そのあとで私は聞きますから、引き継ぎをしてあるかどうか。そういふ点をやはり明確にしてもらわぬと、せっかく医療金融公庫法というのを改正して、りっぱなものにして十分してやろうという目的が達せられませんか、これはあくまでも大臣の御

所信でない、これはちよつと事務当局では強い。政府はそういうふうに事務的になかなかわれわれをうまく納得させるように説明するのですけれども、ぼくはその手には乗りません。

「理事草葉隆圓君退席、委員長着席、

○国務大臣(神田博君) いま鈴木委員がお述べになられたことについては、私も原則論として、この種の運営については同感なのでございまして、できるだけ政府出資金であれば、資金の質がいいといえますが、両方抱き合わせますから低利な金融になります。あるいは、また、事務費等が出てくるということでございまして、経営が楽になるわけでございます。そういう面につきましては十分努力してまいりたい、かように考えております。

○鈴木強君 それから、この厚生年金等の積み立て金から、年金福祉事業団というものを通じて、事業主や健康保険組合が経営する病院とか、あるいは日本赤十字社、済生会等の公的病院に対する融資に回されている額があると思いますが、その額は幾らでございますか、いままでは、融資した額は。

○政府委員（大崎康君） 四十年度の年金福祉事業団の融資の原資のうち、四十五億が医療金融公庫、医療機関に対する融資に充てられている、かように承知をいたしております。

○鈴木強君　これは四十五億の四十年度中の融資額は、全部公的な病院に対するものでございますか。

○政府委員（大崎康君）　さようでございます。

○鈴木強君　そこで、この年金積み立て金の使途を明確にするというか、使用目的をはっきりするとか、そういう意味において、資金運用審議会の中に特別委員会を設置して、そうしてそれを出したほうがいいかという検討をされているという私は話を聞いているんですが、そういう事実がございいますか。あれば、それはどうなっておりますか。

○鈴木強君　そうしますと、それは特別委員会はいつ設置されて、一体いままで何回審議したか、で、一体おおよそいつごろになったらこれは結論が出るのか、たいへん運営の中に立ち入って恐縮ですけれども、ちょっと私たちもこれはたいへん大事なおところでございますから、絶えず関心を持っておりました。したがって、そういう特別委員会が設置されたことは聞いたのですが、その後一体どういふふうな運営をなさって、現在どこまでできておって、今後いつごろ結論が出るか、ひと

はとつてもらいたくないのですが、厚生省の意のあるところを十分御説明いただいて、そうしてできるだけ委員会の御審議を促進するようにしたいと思いますが、大臣は、これが発足したときにはどうだったのをご存じますか。当初だから厚生大臣がやられておったのですか、おられなかったのですか。その後、五月と六月にそれぞれ委員会は開かれておるようですが、それには出席されたのでしょうか、出席する必要もなかったのでしょうかね。

方向にひとつ結論が出るように御配意をいただきたいと思います。特段の御奮発をお願いしていただきたいと思います。

それから、年金福祉事業団がいま行なっております日赤とか済生会の公的医療機関に対する融資と、それから、医療金融公庫がやっている増収策等の貸し付けの資金の条件ですね、これはたしか利率、据え置き期間、償還期間、貸し付け限度、こういうものについて不均衡があるわけです。したがって、昨年の公庫法一部改正のときにそうい

の期限を延長いたしましたして年金福祉事業団にそろへたい、かように考へてゐるわけでございます。

それから、第三番目の据え置き期間につきましては、これは医療金融公庫におきましては、原則として病院が二年、診療所が一年でございます。それから、年金福祉事業団におきましては、病院が五年、それから、診療所が三年というふうに一応表面ではきまつておりますが、実質的にはこれは医療金融公庫の据え置き期間と同じに運用をいたしておりまして、これは両者の条件は同一であ

るといつて差しつかえないかと思ひます。

○鈴木強君 貸し付け限度は。

○政府委員(大崎康君) 貸し付け限度につきましては、まず、第一に貸し付け率でございますが、これは医療金融公庫のほうにおきましては所要額の八割でございます。それから、年金福祉事業団におきましては所要額の九割でございますが、大企業に對しましては八割の貸し付け率と承知をいたしております。それから、新築、増改築資金につきましては、医療金融公庫におきましては、病床数が四十未満の病院につきましては三千万円、それから、病床数が四十をこえる病院につきましては五千万円でございます。ただし、特定病院、これは総合病院等の特定病院につきましては、これは一億まで一応貸し付けることができるようになります。さらにその上になりますと、厚生、大蔵両省の協議によりまして、実情に即しまして融資ができる、こういうことになっておるわけでありまして、年金福祉事業団においては、かように區別を設けた限度額を設けておらないわけでありす。

それから、機械購入につきましては、これは病院の病床数五十未満の場合は五百万円、病床数が五十以上百未満は、病床数に十万円を乗じたもの、それから、病床数が百床以上では一千万円、これが限度でございます。診療所につきましては百万円、共同利用施設につきましては三百万円。なお、今年度からは薬局、助産所に対してもそれぞれ機械購入資金を對象とすることにしたしております。これに對しまして、年金福祉事業団につきましては、これは限度を設けておりませんが、一品の単価五万円以上のものを對象とする、このようになつておるわけでありす。

なお、長期運搬資金につきましては、医療金融公庫には定めはございますが、年金福祉事業団におきましては、長期運搬資金は貸し付けの對象といたしておりません。

○鈴木強君 この両者の不均衡を是正するということ、やはり私は当然のことだと思ひます。

ね。できるだけ統一していくということについては努力はされておるのですが、そのやり方がやはり妥当であるか妥当でないか、適切かどうかという、そういう判断は出てくると思ひます。私は、いま次長の御説明になつたのを伺ひますと、どうも年金福祉事業団が従来六分五厘だったものを七分に引き上げて、これを五分上げた、それから、今度公庫のほうについては、乙種増改築と一つ設けて、そしてその分については従来八分だったものを七分に一分引き下げたと、こうおっしゃるのですが、そうして乙種を七分にした。いま新築とか増改築の場合、従来六分五厘だったわけですね、公庫の場合、一違ひのですね。従来は六分五厘だった新築とか増改築、この点は今度新しく公庫の貸し付けの方法について増改築と、それから新築と乙種増改築というのをつくつたのは、一体従来から見てもどういふふうに変つていくか、その理解がちょっと私にはできませんから、そこをどうも一回伺ひたい。

○政府委員(大崎康君) 従来このように分かれておりました新築資金、これは病床不足地区に限るわけでございます。これは六分五厘でございます。それから、甲種増改築資金と申しますものがございす。これは病床不足地区におけるベッド増、改築等のための資金でございますが、これは従来六分五厘でございます。それから、乙種増改築資金というのがございす。これは病床過剰地区における改築資金でございます。ベッドの増は含まないわけでありす。この改築資金は、これは従来八分でございます。それを、この際、病床不足地区六分五厘というものと見合わせまして、これを八分から七分に引き下げたわけでございます。これと相応するといひますか、年金福祉事業団におきまして、日赤、済生会につきましては、同じような病床過剰地区の改築につきましては、これは六分五厘を七分にするというふうに乗つておるわけでありす。ただし、その場合におきまして、これは従来医療金融公庫で扱つており

ます乙種増改築資金についても同断でございます。したが、医療法の指示指導等があつた場合には、これは六分五厘で貸し付ける、こういうふうな年金福祉事業団の上におきまして措置があるように聞いております。

○鈴木強君 そうしますと、甲種増改築費の病床の不足地の場合の六分五厘という甲種ですね、これは六分五厘のやつはこれからは残つていくわけですか。

○政府委員(大崎康君) もちろんさうでございます。

○鈴木強君 そうしますと、その六分五厘あり、それから七分ありというふうな、まだ利率についてはちがはぐなんですか、それは理由はわかりますよ。わかりますけれども、ちがはぐである。しかし、ものの考え方、六分五厘の年金福祉事業団のほうのやつを七分に上げて、公庫のほうの八分を七分に下げていく、こういうふうにして七分という数字を合わせたんだ。ちよつと機械的であつて、しからば年金福祉事業団の利率というものは一体どうあるべきか、それから、医療金融公庫の利率というものは一体どこが適切であるかという、そういう科学的な検討をしたのですか。これは保険数理と違ひまして、利息が七分であろうが六分五厘であろうが、そうたいして問題はないと私は思ふのですが、これがほかの保険数理的なものであると、一分でもこれは問題がありますけれども、この場合は普通の一般的に言う利息です。あなたの場合は八分では高過ぎるから七分にした、六分五厘では安過ぎるから七分にした、両方国会の意見もあつたからさうえたというふうなふうに機械的に考えたのかどうかです。この利息ではどうも八分というのは高いから七分にした、六分五厘は安過ぎるから七分にした、こういうのか、そこらはどうなんですか。

○政府委員(大崎康君) 医療金融機関に対する融資の利率につきましては、医療機関の公共性、あるいは医療機関が今日置かれております状況にかんがみまして、その利率そのものにつきましては、これは当然のことでございますが、低いほうがいいわけでございます。ただし、この利率につきましては、他のいろいろな、たとえば起債等の關係、たとえば特別地方債の利率は六分五厘であります。そういうふうな關係からかみ合わせていまして、医療金融公庫における病床不足地区の利率というものは六分五厘程度が大体つり合ひがとれてゐる利率ではないか、こういうふうな考へてゐるわけでありす。それを基本といたしまして、病床過剰地区における改築資金の利率につきましては、これもまた低ければ低いほうがいいわけでございます。六分五厘との見合ひにおきまして七分と下げたわけでございます。しかしながら、利率そのものにつきましては、医療機関の今日置かれてゐる状況からかかんがみまして、低いほうがよろしいわけでございます。その点、今後とも前向きで検討いたしたい、かように考へてゐるわけでありす。

○鈴木強君 これは、たとえば政府出資金、運用部資金の借入れによつて原資は確保してゐるわけですからね。いいですか、だからその利息との關係が出てきますね。資金運用部資金五分五厘なら五分五厘、六分なら六分、利息から払わなければならぬわけですからね。払わなければならぬでしょう。その上に多少でも上積みして、その金によつて間接直接の経営費を生み出して、あるいはその年金事業団なり、あるいは医療金融公庫というものが、そういう多少なり上はねをしてその運営の一端に充てるという考え方はね、これはたくさんとつたほうがいいんですよ、それでしょ。しかし、本来厚生省がやるべきものなんだから、運用部資金なり政府資金の払うべき利息をもつて、最低限それより安くすればなおいけれども、それもいかぬだろうから、最低限その運用部資金の利息でそういうものぐらゐやるのは、私は當然だと思ひます。だからいま私、おそろく一時間ぐらゐしか時間がなと思ひますのであれですが、五年間の事業団の経営実績というものが知りたいんですよ。率直に言つて、一体

人件費が幾らで——これは予算があるでしょうから、それと決算の実体ですね、こういうものについて、私は、ひとつあとから資料をぜひ出してもらいたいと思うんですよ。一体毎年ごとにどういう経理状態になっているか。それとの関連でこれは問題がもう少し発展しなけりゃいかんと思うんですが、いまその資料がはつきりわからない。厚生省からその事業団に対して毎年毎年どういう一体援助をしているか、補助を出しているか、そういう点だけでもいいから、ひとつ毎年毎年この医療金融公庫と、それから、年金福祉事業団に対して、出資金というか、金の援助をやっているんでしょ、やってないんですか、これは。全然ただ名前をつけて出資金だけで動いているというわけじゃないんですよ。政府の出資金、資金運用部資金だけの運営でコマース・ベースのようにやっているんじゃないでしょうか。これは厚生省の予算との関係で——まあそのとき聞きゃよかったんだが、もう一回ひとつ教えてください。

○政府委員(大崎康君) 医療金融公庫のいわゆる収支、これはその経営につきましては政府出資金にたよっているわけでありまして、政府出資金は、言ひまでもなく、これは運用部資金のごとく利子をつけて返済をする必要がございませんで、貸し付け利子との間の利益が生ずるわけでありまして、それが公庫のいわゆる経常支出に充てられておると、このようになってはいるわけであり

○鈴木強君 それもちょっとひどいんだ。そんな利息でもうけてやらないというの、これはちょっとひどいんだね。だから、もつと厚生省は、年間たとえ何億でも、もつと切つて何千万円でもいいから、そういう公庫なり事業団に対しては、ほんとうは援助すべきですよ、つくつたからには、そんなものはやらないで利息だけでやっているから、できるだけ高くしようという根性を起こすんだ。それは商人根性を起こさなけりゃできないからね。しかし、そんなものじゃないで

医療問題は人間の命を扱うことと関係し

ているんだから、もう少しその点は、これは私、厚生省の援助が足りないと思うんだが、大臣、どうですか。それは出発当初からそういうシステムで来て、物心両面からの援助というのは全然してないんですかね。厚生省というのは事業団や公庫にずいぶん事情なところだね、これは。

○国務大臣(神田博君) お答えいたします。まあ営利事業ではございせんから、もうけようという考えはございせんが、出資金の利子ややうていくというシステムであることは間違いないところでありまして。

○鈴木強君 利子ややるからそういうことになるんだから、いままでやってなかったら、何がしかやっぱり政府がめんどろをみるという考え方は、これはどうですか。大臣、賛成できませんかね。

○国務大臣(神田博君) これは根本の考え方問題ですが、私にはよくわかるのでございまして、それはそれ、これはこれというふうなふうに割り切つて、そして出資金のほうは利率の低減に引き当て、経営の合理化に引き当てていくというふうなことにするの、私は、監督上からいって一番いいと思いますが、これは最初から、政府のほうの出資金は、その利息で運営費に充ててきたというふうな関係もございまして。

○鈴木強君 どうもこれは政府の出資金の利息を使つて公庫の運営をしているんじゃないですか。このことはわれわれにはわかつてはいる、一般の人にはわからなかつたけれども、その利息によつて運営している金が幾らか、いまはつきりわからな

いのですが、うまいこと事業団なり公庫なり運営していく、こういうやり方をさしているわけですよ。だから、本来、考え方としては、厚生省がやつて役人さんで運営していくということだと思ふんですよ。それをだんだん政府は、事業団にやらしたほうが官僚的な役人的な経営からもつと純民間的な経営になっていくから、そのほうがよろしい、効率的であるし、経済的だ、こういうことで各省とも事業団というものをどんどんつくつて

きているわけですね。ですから、本来は厚生省がこれはおやりになるべきものだけれども、そういうふうにしてまかしたほうがよりベターだという点でやっているのですから、思想は、やはり国がめんどろをみてやるべきだと思ふのです。それであれば、私は、たとえば厚生省の予算の中に何がしかの金を組んで、それを毎年毎年事業団なり公庫のほうに補助金として出してやるということだつてこれはいいでしょう。これはやつたつていいじゃないですか。そういうふうにしてやらなければ、何か利息だけで仕事をせよと言ふからこういう変な利息の問題が論議されることになるのです。少なくとも、国庫に預託されている金——

預託というか、運用部資金にある金の利息で最低限やるといふことになれば、もう少しこの利率を下げてもいいんじゃないか、こういうことにもなるわけですね、なかなかさうもいかぬ、だから多少資金運用部資金の利回りよりも高い利回りをもつて金を貸している。それはほかから見れば安いという事情もあるかもしれません。本来は医療問題ですから、私は、そういう意味においては、特にこの公庫に対する配慮というものはして

しかるべきじゃないか、こういう意見を、これは私の意見ですが、持っているわけですね。そこで、そのところは、大臣、今後の問題としてどうでございましょう。それはおまえの言ひのちよつと筋が違ふよというのか、確かにさうなんだけれども、なかなかむずかしいとおっしゃるのか、まあさうであるから努力しようというのか、そういうやっぱり三段論法があると思うのですが、そのうちのどの論法に合ふのか、ひとつ聞かしておいてもらいたいと思ふのです。

○国務大臣(神田博君) 私は、鈴木さんのおっしゃることはよくわかります。私もそのほうの中和した説に賛成なんです。だから、あなたの言われているのは私は賛成だ。だが、なかなか治事もあり、また、いろいろ財政事情もありまして、なかなかできないことは遺憾なことでありまして、本来、私は、そういうような方法でやるほうが、監

督の面からいっても、また、弾力性からいってもいいじゃないかという考えを持っておりませんが、なかなかそれが行なわれていない、こういうこととございまして。

○鈴木強君 わかりました。さうであれば、ひとつ今後ともその方向に改善していただくようにお願いしたいと思ふのです。ですから、私が最初にいろいろとお尋ねしたのは、そういう不審の御研究をなされ、そして足らざるは補つて、よりよき公庫の運営ができるようにしていただきたい、こういうふうには私は念願しておつたものですから最初は何つたわけですね。

そこで、この資料を拝見しますと、非常に申し込みが多うございまして、それに対して約半分ぐらいいしかたえておられない。昭和三十九年十二月末現在の貸し付け状況を拝見しますと、施設別は別として、トータルで見ても、件数が五千三百三十二件、三百十八億円何がし、そのうち、実際に貸し付けが決定したのが、件数は四千二百三十五件でございまして、額は百六十一億三千四百百万円と、大体半分しかないわけにございまして、ですから、こういう点についてはもう少し、その全員というわけにはいかないでございまして、けれども、貸し付け原資に限度があるわけですから、さうはいきませんでしようけれども、できるだけその要求を満たせるようにしてやつてもらいたいと思ふのですが、さういう立場で、ことし全体で百七十億でございまして、とても足りそうもない。したがって、前年度に申し込みがございましてね、受理したが、実際に貸し付けができなかった、貸し付けができなくて四十年度に繰り越されております件数と金額はどうなつておるのでございましょうか。要するに、貸し付けができなくて繰り越しているやつですね、申し込んだものが全部はしいというふうにはまだ意思がかわつていないのか、申し込んだものがそれすべて四十年度に繰り越されて、新規の申し込みと合

わせて四十年度全体の申し込み者数と、こうなるのかと思ひますが、その辺はどうでございまして

か。

○政府委員(大崎康君) 三十八年度から三十九年度に對しまして申し込みの中で繰り越した分は、お手元の資料にございますように、約八十七億九千万円でございます。それから、三十九年度から四十年度に繰り越される金額でございますが、これは百三十億というふうに一応予定をいたしておるわけでございます。

○鈴木強君 この百三十億は、前年度申し込みを受理したものは、新しく申し込まなくてもそれが継続的に生きているわけですね、四十年度に。それで、三十九年度中に申し込んでおいて、まあ事情が変わったからというので申し込みをやめたというものは全然ないのでございましょうか。その資料はわかりますか。

○政府委員(大崎康君) 審査をいたしました、その審査にパスしなかったもの、返却をいたしました。そのものがございまして、その審査にパスをしないうで、未決のまま置いてお取り下げになったという数字は、いま手元に持つておりませんが、大体そういうことは万般なかったと、かように考えております。

○鈴木強君 そうしますと、四十年度の皆さんが推定をされる借り入れ申し込みの件数と金額は推定どうなりますか、わかりますか。それは前年度の繰り越しを含めて、四十年度における借り入れ申し込みの人員、件数と金額は大体どの程度に推定をして百七十億という一応貸し付け原資をはじいたのか、その四十年度中の推定額はできておるのでございましょうか。

○政府委員(大崎康君) 四十年度に新規に申し込みを受理します予定額は二百五十億と一応算定をいたしておるわけでございます。

○鈴木強君 そうしますと、大体申し込み額の半分しか御要望に満たないということがございまして、いっていいこととございましてね。しからば、そのパーセンテージは、三十五年から、申し込んだにかかわらず、貸し付けられなかった人のパーセンテージというものはどういふようになってい

るのか。まあ時間の関係があるから、もしわかっておいたら知らしてもらいたいと思ふのですが、そのパーセンテージから比べて、三十九年度よりも四十年度は貸し付け額が減るようなことはないんですか。

○政府委員(大崎康君) 医療金融公庫の借り入れ申し込み金額に對する貸し付け金額の三十五年以降の数字を申し上げますと、三十五年が四二・一%、三十六年度が八五・六%、三十七年度が七一・六%、三十八年度が六六・九%、それから、三十九年度十二月末、これはお手元にある数字によつて算出したわけでございまして、これが五〇・七%でございます。で、三十九年度は、私も想像した数字以上に、非常に多額な申し込みが実は出てきたわけでございまして。

○委員長(小柳勇君) ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(小柳勇君) 速記を起こして。

○鈴木強君 そうしますと、やはりこの貸し付けのパーセントというものは、四十年度はもっと下がつていくような気がするんですけれども、まあできるだけそういうふうな需要供給のバランスを考えて、医療者の意思に沿えるようにワケをふやしていくということとしかないと思ふます。ですから、ひとつその点は十分心得ておいて、少しでも前進するように今後とも御配慮いただきたいと思ふのです。

それから、貸し付けの事務のスピード化の問題ですけれども、おおよそ申し込んでから、これは何か委員会を通すとか、相当時間がかかるように思ふけれども、これはもう少しスピードアップするといふことはできないでしょうか。申し込んでから貸し付けてくれるまでの間、平均でどのくらいになつておるのですか。余地はないのですか、スピードアップするといふ方法は。

○政府委員(大崎康君) 受託金融機関に申し込みましてから資金の交付までにつきましては、大体三カ月というのが従来の通例でございまして、そして受託金融機関から公庫の受理までこれは一カ

月程度かかるわけでございます。それから、そのあとのいわゆる決定交付というものが実は最近漸次おくられていくような状況になつておるわけでございまして。おくられていく状況の主たる原因は、残念でございますが、総資金量が足りませんものから、その決定なり資金交付がおくられる、こういうふうなことに相なつておるわけでございまして。現在たまつておる分につきましては、約六カ月程度を要しておるというのが実情であるかと考えます。

○鈴木強君 それはできるだけスピードアップしてやらないと、もう待ち遠しくて困るという意見を私たちは聞くものですから、人も足りないだろうし、いろいろ困難な面もあるでしょうが、そういう点はひとつ是正することによつてスピードアップ化をお願いしたい。

それから、医療金融公庫の貸し付け業務を實際にやる場合に、医療機関の適正配置ということに十分配慮する必要があると思ふますが、医療法第七條の二にもそういう趣旨のことが書いてあります。公的医療機関の適正配置の整備、こういうことが医療金融公庫による私的医療機関の整備についても十分政策的に私は考慮するべきだと思ふのですが、この点に對しては厚生省はどういう考え方であるか、これは簡単に答えていただきたいと思ふます。

○政府委員(大崎康君) 医療金融公庫法の改正の趣旨は、病床の不足している地区に對しまして病床を整備するということと、それから、病院の機能を向上させる、この二つにあるわけでございまして。そこで、医療金融公庫におきましては、先ほど申し上げましたように、病床不足地区のいわば金利を低目に定めておりまして、その融資の關係でその病床の不足地区に對する整備を優先的に行ないたい、かように考えておるわけであります。御案内のように、医療法の七條の二に、いわば公的医療機関を制限するための一つの病床数が定められております。で、医療金融公庫の貸付率則におきましては、そのベッド数に準じましたものを

貸し付けの基準にいたしておりまして、第一に病床不足地区に對する貸し付けを考へておるわけでございまして。実績におきましては、数字を申し上げませんが、大体人口十萬未満、あるいは人口五萬未満に對する市町村の融資が相当部分を占めておるといふふうに申し上げてもいいかと思ひます。

○委員長(小柳勇君) 政策の問題は、大臣、どうですか。いまの医療機関の配置の問題は政策の問題ですから、大臣の御答弁を……。

○国務大臣(神田博君) 病院の適正配置の問題につきましては、これはまあ非常に大事な問題でございまして、私どももいたしましては絶えず考慮いたしております。公的医療機関の設置の問題、また、その他の医療法人なんかのつくる問題、または診療所等の設置等につきましてそれぞれ配慮いたしまして、国民の医療に支障ないようになしたい、これは僻地対策と同時に、万全の注意をしておる実情でございまして。

○藤田藤太郎君 関連。ほくはね、皆保険なんですから、皆保険を打ち出されて、医療機関をどう整備するかという、ここにこの医療公庫の重要な意義が私はあると思ふんです。ですから、いまのよりな答弁じゃ、なかなかその医療金融公庫の本来の姿というものは出てこないと思ふんです。現在ある医療機関の整備、これは必要です。しかし、無医地区や無医地区にひとしいところはどう医療機関を建設していくか、この整備がこの計画の柱になつていなければ、特に医療機関だけ公庫をつくつていままでも六百億も貸し出して、これは百七十億も貸し出すわけですから、その皆保険体制への私はこれは柱だと思ふようになります。その既成の整備でいろいろとお考えになるだけでは事は済まされない問題である。これは無医地区や無医地区にひとしいところをどう整備するか、それにはどれだけ金がかかるか、鈴木委員が言われたように、国庫の出資金というのものがこれに関連してくるわけでありまして。政府の大方針に沿つて医療金融公庫というものがどういふ役割をするかと

る余地のあるところだという意味において意見を出し、考え方を聞いたわけですから、そういう点も、ひとつ十分支所を置く場合に配慮をして運用

を守っていただきたい、こう思います。

それから、いま公庫の総裁ですか、それから理事の皆さんですね、こういう皆さんが大体どこから来ているかというのを調べてみますと、大体において厚生省、大蔵省の御出身の方が多く、私は、必ずしも厚生、大蔵御出身の方が悪いという考え方は持っておりません。公庫の運営、経営に對してふさわしい方であれば、どこから出ようと、これはわれわれ歓迎するところであり、それが、とかくこの公庫、公団がそういった天下り的な人事の捨てどころになっている、こういうような批判も聞くわけでありまして、必ずしもそれが当たっているか当たっていないか、適切な批判であるかどうかは私は別として、そういう誤解を生みやすい。したがって、現在の官僚出身者だけのような役員体制に、一歩ひとつ民間のシビリアン的な経営の新風を吹き込むという意味においては、私は一人くらい民間から起用してもよからう、武家の商法になりがちですから、その点を補うためにもよろしかろう、こういう気もするわけですが、そこらについては大臣はどうお考えになりますか。それから、聞くところにより、と、医師会あたりでも、できたらそういうところに一人くらいは入れていただきたいという御要望もあるように聞いておりますが、これらの問題を含めて、理事の将来の任命といいますが、採用といいますが、そういう点について大臣の構想があったら、この際、伺っておきたいと思うので

○国務大臣(神田博君) これは一番最初にお尋ねございましたように、こういう公庫の運営がうまくいくかいかんかということは、これを管理していく人でできまるといいます。そこで、私といたしましては、厚生省の主管であるから厚生省を中心で人事を考えようというふうなことであつてはいけないと思います。やはり視野を広く、そうして適材を物色して御審議願う、これが私の姿勢でございます。今度のこの公庫につきましてもさうやうに考えておりますし、いかなる場合でも、私はそ

ういふ趣旨に考へべきものではないかと思ひます。ただ、問題は、御承知のように、なかなかいい人となりまして、やはりどこもこれも引っぱりだことございまして、なかなか来てくれないのです。それがまあ難点だと思ひます。公庫に入るとなかなか役所の監督がうるさいから、あるいはまあ非常に予算というものが窮屈だからというふうなことで、なかなかいい人材を求めることが至難なことでは御承知のとおりだと思ひます。しかし、その中から、やはりそれを乗り越えて、人材を広く物色したい、かように考えております。まあい

まお話のございました医師会のほうからも希望があつたということでもございましたが、これも聞いてはおりますが、私は、この公庫の問題、きょうはまたこの公害防止事業団の法律も参議院をさがつたようでございますが、これは将来の問題でもございまして、いずれも広い観点に立つて、広い視野でひとつ適材適所をお願いいたしてみたい、そうして公庫がうまく運営されるようにしたい、かような考えでございます。

○鈴木強君 最後ですが、いまの大臣の御所見、まあ私もさうであらうと思ひます。やはり公庫の経営というものを對して、ほんとうに自分がぶつかつていくというふうなやはり熱意と、き然たる態度を持つた人でないといけないと思ひます。とかく役所で大任を終つて、さうして回転椅子にすわつていくような、さういふふうな考え方であつては困るわけですから、私は、そのかわり待遇もよくやつていいと思ひます。そのかわり一〇〇%努力してもらつていい体制をつくらなければいけないと思ひます。ですから、さういふ意味において広く人材を登用していただくこともけつていふと、とかく世間から批判を受けることのないように、この機会に、任務については大臣のひとつ今後の配慮を特にお願いしておきます。

それから、これは私最後の要望ですが、大阪に設置される支所については、組織それから、職員構成ですね、大体どうやつていくのか、いろいろとお伺いしたいこともあります。予算その他を見ま

すと、二十二、三名の職員をもつて充てるというふうな御方針もあるようですね。けれども、東京、大阪の運賃をどうやつていくか。新しく設置する支所の運営については、だれが理事になつていくかわかりませんが、御苦労があると思ひますが、どうかひとつ優遇をして、その目的が達成できるように、りっぱに支所が発足できることを私は期待いたしまして、これで終わります。どうもありがとうございます。

○林塩君 私は、医療金融公庫法の一部が改正されますにあたりまして、助産所の問題につきましては、これは融資の対象になつておりますが、この助産所を育成をしていこうというお考えなのか、あるいは、また、さういふことはもうあまり必要がないというふうにお考えになつていらつしやるのか、ちよつと御意見を伺ひたい。

○政府委員(大崎康君) 助産所の設置を育成しよう、とかやうな考えでおります。

○林塩君 助産所の規制をしうと——助産所を育成するという御意見ではないわけですか。育成していきなさいという御意見でございますか。いまのはちよつとはつきりいたしませんか。

○政府委員(大崎康君) 助産所を育成していきなさい、さういふことでございます。

○林塩君 それでは伺ひたいのでございますが、融資の対象になつて出てきておりますのを見ますと、助産所に融資されているのが非常に少ないわけですね。それで、これは行政指導として、この辺を育成するように指導されておりますものか、あるいは、また、助産所の方々はさういふことについて知らないままに、一応あまりPRされてないからそのままになっているのか、その辺の問題だと思ひます。お調べになつていられると思ひますけれども、私の調べたところでは、先ほど鈴木委員からもこのことについては特に指摘はありませんが、件数が非常に多い、前年度の貸し付け繰り越しになつておりますのと本年度合わせて、件数としては四千二百三十五件ございま

す。助産所のそれについてはわずかに二十件、さういふような状態なんです。これにつきまして、厚生省ではどういふふうにお考えになつておられ、さういふふうになつたか、その辺の見通しはどうでございますか、伺ひたいのです。

○政府委員(大崎康君) 助産所の設置につきましては、ただいま私が御答弁申し上げましたように、ぜひ育成したいということで、この医療金融公庫の対象にもなつていくわけでありまして、医療金融公庫におきましては、定例的にいろいろな方々と懇談をいたしまして、医療金融公庫の業務のあり方についていろいろ御意見を拝聴するといふ場があるわけでございますが、私の承知いたしておりますところによりますと、そのような場におきまして助産所の関係の方々もお見えになつておられると考えております。さういふふうな機会、あるいは私どもの都道府県に対する会議等におきまして、この辺は十分連絡をとつていくつもりでございます。しかしながら、先生御指摘のように、その助産所に対する貸し付けが少ないというふうなことでもございまして、今後ともそのPRにつきましましては十分に引き渡らせるようにしたい、さういふふうにお考えでおります。

○林塩君 それでは、助産婦の問題になるわけでございますけれども、助産婦といふのは、一応助産が生業でございます。近ごろ受胎調節指導員といふようなことで助産婦がたいへん職がなくなつていまして、それでその方面に使うことだけお考えになつていられるか、さういふことだけお考えになつて、助産又は妊婦、じよく、婦若しくは新生児の保健指導をする、これがたてまえなんです。それでありますのに、この辺の施策がうまくいっていませんために、このせつかく厚生大臣の免許を受けて助産を生業としている人たちが、決してこの仕事をしていないといふことにつきて、これは非常に、厚生行政上の大きな私は問題であらうと思ひますが、それにつきましては厚生大臣はさういふふうにお考えになります

か、伺いたいと思います。

○国務大臣(神田博君) ただいま林委員の御指摘になりましたような事例も私は耳にいたしておりまして、実に遺憾に思っております。私といたしましては、助産所においても、十分ひとついまして述べにいたしましたようなことが行なわれ、また、助産婦といたしまして、幼児の育成その他に十分御活躍願うようなことにしたいと思いたい、こういうような面でも強い考えを持ってまいります。

○林委員 それでは、これはどうしてこういふふうになったかということについて、厚生省ではいろいろ御研究になったことがあるでしょうか。それから、経験のある助産婦がいるのに、なぜこの助産婦が助産のために正しく使われ、そして母子保健の向上のために使われていないかということについて、あるいは最近におきます社会情勢というもののついて、たとえばいまございましたように、分べんが施設で行なわれるようになっていくということにつきましても、住宅の問題とか家族構成とかいろいろのものがどうなっているかというように、何か基本的な調査をなさったことがありませんか。それについて全国的にそういう観点に立つて調査をされたことがあるのか。経験のある人がそのままあるのに、片や施設分べんといえども、施設必ずしも整備されておらず、そこへもって来て、非常に施設は人手不足でございます。その人手不足なところによりきすために、産婦は必ずしもいい指導、あるいは取り扱いはされていらないということについて、厚生保護の意味から、それから、また、乳児の指導の上から、いろいろの面から厚生行政としては非常に大事な問題だと思つてございまして、けれども、そういうことについて全体的の何かお考えをお持ちでございますか。また、それについて、過去においてそういうことについて一応何らか対策をお立てになったことがあるかどうか、私は伺つておきたいと思つております。

○政府委員(大崎康君) 助産婦の問題は、ただいま林先生が仰せられましたように、施設内分べん

が漸次ふえておる等の関係がありまして、開業助産婦の方々に對する比重というものが漸次施設内分べんに移りつつある、これは御指摘のとおりであります。一方におきまして病院、保健所の関係をおなめてみますと、助産婦は相当数不足をしておるというふうな考えられるわけでございます。

これを全体的にながめてみますと、わが国のいわゆる母子保健の關係から考えまして、助産婦の養成ということが短期的にも、また、長期的にもこれは考えなければならぬと、かように考えておるわけでありまして、私もここに考へておるような観点から、助産婦のいわば需給計画といひますか、さようなことにつきましてもこれは相當な考慮をめぐらしているつもりでございます。助産婦の養成とか拡大ということにつきましては、これは助産婦の養成施設の増設ということもございまして、これには、御案内のように、補助金も出しておるわけでございますし、あるいは助産婦の養成施設の志望者の確保という面からは修学資金等も支給する方途を講じておるわけでございます。そのほか給与の待遇の改善というふうな面もあるかと思つてございまして、この点につきましても、人事院等にも、昨年度におきましてもその待遇の改善につきましても嚴重に申し入れておるところでございます。そのほか、病院助産婦につきましても、いろいろ夜勤の問題等もあるわけでありまして、いずれもこれら重要な問題でございますので、総合的に私どものほうで力の及ぶ限りの努力をいたしておるわけでございますが、しなながら、努力が足りませんで、いろいろ先生の御指摘になったような状態になっておるわけでございます。今後とも、私どものほうにおきましても懸命の努力を重ねていきたい、かように考へております。

○林委員 私が言つていますのは、助産婦をめぐる母子保健の問題からお産の問題、それから、巷間、施設に行かなければお産ができないというふうな――必ずしも施設に行きたくないけれども、やはり家庭では人員構成が少なくて、お手伝い

その他がないから、もつと最寄りのところで、もつと気楽にお産ができないであらうかと考へておる庶民の訴えがあるわけでございますが、私の言つておるのは、ただ助産婦の問題だけではございせん、片方では余つておる。あなたがたおつしやいましたのは、これは病・産院の助産婦は足りません。病・産院の助産婦がなげ足りないかという問題につきましても、それは医療法、それから、また、給与その他の問題がございましてけれども、お産は必ずしもそこでなければならぬことではないのでございまして、そこで、助産婦が足りないという事についておりますのは主として病・産院です。そして足りないことについては、病・産院助産婦の問題、勤務助産婦の問題は、皆さんもちゃんとこういふふうな実態調査もできてお

りますので、それだからといつて、助産婦が看護婦のように絶対数足りないかといふと、そうではない。で、先ほど申し上げましたように、助産婦であつて腕があり、そして相當経験があり、すにもかかわらず、その業務に従事し得ない状態がある。これを調査されているかどうか、それをどういふふうに活用することができようか、病・産院にそれでは就職したらどうかといふことがいわれますけれども、おのずから給与その他の問題がありまして、そういうところには就職できないといふことです。それから、やや年齢も高うございまして、それから、やや年齢も高うございまして、そういうことで、ただ給与問題だけでなく、全体の母子保健向上の上から、また、いかにしてこの助産婦を活用するかという意味におきまして、一応全体の姿の中でお考えになつたことがありますかと、こういふふうに申し上げておるわけですか。私はそういうことをしておられないのじゃないかと思つて、それで申し上げておる。といひますのは、少し助産所をつくる資金がありますれば、各自営業としての助産所がつくれるのじゃないか。それから、改築をいたしますについても、なかなか改築資金がありません。よくやく住宅の状態がよくなつてまいりまして、古

びたところにはやはり産婦も入院をしたがらない。そして近代設備があるところのよい病・産院に入院したいといふような意向もあります。これは当然なことだと思つたのですけれども、で、助産婦がいままで開業しておりましたも、そういうところにはなかなか来にくい状態になつてゐる。それは家が非常に古びてゐる。それから、また、多額のそういう資金を借り入れるにしまして、資金源を持ちません。そういう意味で金融公庫がうまく利用されるならばいいのじゃないかといふ考へ方がございまして、それについて何らかの施策をされたことがあるかどうか。そして、また、都市におきましてはそれはいい施設もございまして、わが市にないといひますと、そういう問題がずいぶんあるわけでございます。助産婦がほしいという声は甚間にありますけれども、しかし、出張分べんではもう間に合わない。といひますのは、家族構成が小さくなつておりましたために、施設に入つてそこで分べんをしたいといふ母親たちの希望があるわけでございます。最近、母子健康センターその他のところで力を入れられておりますけれども、それだけではとても需要を満たすべくものではございません。そういう意味で、ここに経験のある助産婦があり、しかも、その人たちが生活困窮者はおられませんけれども、そういう人たちにやはり働く何らかのことは与えるといふことにもなります。それから、同時に、民間のそういう母親の入院する病・産院に行くといへば非常に高くてございまして、少し気のきいた助産所ができれば、もつといい状態がで

るのじゃないか。これは病・産院に入院されたおなかあさん方の話でございますが、病・産院では人手が非常に不足でございます。これは看護婦不足と同様に不足だといふときに、取り扱ひが非常に荒々しい。それから、医師がおられますが、お医者さんは四六時中ついておりますわけじゃない。助産といふのは、やはりじつと待つてゐるということが一番大切なことです。それで待つ時間

といふものは、これは非常に大事でございます。助産婦の方ならば、ついて、そうして安全に、不安なく、そうして適当な指導をしてお産をさせることができるというようなことを考えてみますと、何としてもよい母子保健、あるいは、よく婦の、あるいは産婦のそういう指導と安全な分べんのためには、何としましても助産所がもう少し拡充されるならばいいのじゃないかと思ひますが、これを見てもみると、四千何件に対して助産所の要求はただ二十件だけというようなことで、これは厚生省御当局としては、全体的なことについてのいろいろな総合計画といひますか、そういうものがなされていなのじゃないか。それから、また、さっきおつしやいましたが、そういうところに助産婦を入れて、そうしてそういう状態を話している、だから入っているとおつしやいますが、私はそういうことができていないのじゃないかと思ひます。それにつきまして、何とかそういう面で、将来、厚生施策並びにその中の助産所の拡充ということはたいへん大切なことだといふうな一つの施策をお持ちになると同時に、そういう意欲のある助産婦につきましてはこういう融資ができるのだと、これをしてできるだけ利用したほうがいいというよりな行政指導その他も大切じゃないかと思ひます。診療所には、一般診療所といひますと、これは医師の開業二十床、有床、無床の開業の診療所でございますが、そこにはかなりたくさん産科の入院施設ができております。そうしてそこではどういふふうになつてゐるのかといひますと、やはり産科の先生がされるのでなく、このごろでは産科の先生の方から准助産婦というものを養成してほしいという意見が出てきております。要するに、お手伝いです、お手伝いがほしいわけです。しかし、片方はつきりと助産婦として資格があり、そうして、また、同時に、経験もある助産婦がある。ただ施設自体がありますならば、そういうような准助産婦という、将来助産婦の程度を低下させるようなものの養成をはばむこともできるのではないか

かと、こういうふうに考えますが、これらについて総合的な何か施策を厚生省としてお持ちでございませうかどうか、助産婦の数が足りない足りないといっている反面、利用すればできる人もあるといふことが考えられていいことじゃないかと思つわけでございますが、いかがでしようか。

○委員長(小柳勇君) 問題が五つばかりあるから、整理して答弁してください。

○政府委員(大崎康君) 助産婦の方々の総合的な人数でいけば、先生ただいま御指摘になりましたように、必ずしも足りるわけではないわけでございます。しかしながら、施設内分べんが漸次普及をいたしましたして、病院あるいは産院におけるところの助産婦というものにつきましては、これは相当数不足をしているというふうに考えておるわけでありませう。これらの対策につきましては、これは助産婦の養成の対策でございます、これにつきましては、先ほどお答え申し上げましたように、施設の問題、あるいは修学資金等の問題を中心としたしまして対策を立てているところでございませう。

それから、第二番目に、病院あるいは産院等になじみにくい地区が日本では非常にたくさんまだあるわけでございます。で、そこにおきましては、これは局の所管が違いますが、母子健康センターが漸次設置を見まして普及をいたしておるわけでありませう。で、そういうふうな母子健康センターを急速に普及をすることによって助産婦の方方に対する働きかけ場所が与えられる、こういうふうなことになるかと思ひます。この点については、児童局のほうにおきましても今後努力を重ねるであらうと考えておるわけでございます。

第三番目は、助産所の問題でございます。助産所の問題につきましては、ただいま先生が御指摘のとおり、いわばわれわれの努力が最もおくれである面であらうかと思ひます。そういうふうな観点から今度の医療金融公庫のことを申し上げますと、助産所の償還期限というものを、従来耐火十年、それから簡易耐火八年、その他六年、こう

いうふうになっておりましたものを、耐火とその他と二本立てにいたしました。おのおの十五年、十年というふうに償還期限の延長をはかっているわけでございます。それから、助産所につきましては、従来器械購入資金を医療金融公庫では融資する道を開いていなかったわけですが、四十年程度からは、助産所につきましては器械購入資金を新設をいたしまして、新たに助産所におけるところのいわば施設の近代化をはかりたい、かようなふうに考えておるわけでございます。

第四番目は、そのような医療金融公庫の施策そのものをできるだけ活用するという方途を講ずるように、これはPRその他、私どもの努力の至らざるところがございますので、今後、医療金融機関における、私が先ほど申し上げましたような場におきまして関係の方々とは十分連絡をとりまして、そのPRにつとめたい、こういうふうなことでございます。

最後に、助産所の総合計画というふうなものを持っているかどうか、こういうふうなことでございますが、これは直接そのお答えになるかどうかわかりませんが、助産所の設置そのものにつきましては、やはり医療金融公庫の融資準則におきまして基準を設けておりまして、その基準に沿ってこの助産所の設置をはかっていきたい、かように考えているわけでございます。これは私どもの持っている計画そのものではございませんが、しかしながら、融資の基準を通じて助産所の施設の充実をはかりたい、かように考えているわけでございます。

なお、助産所全般につきまして私どもの努力の不足ということを先生御指摘になったのでございますが、今後におきまして、先生の御意見等も十分考えあわせまして努力をいたしたい、かように考えます。

○林塩君 お答えでございますので、将来そういうふうにしていだきたいという要望を申し上げて――助産婦の方々はそのいう声を十分持つておられるようにございますけれども、しかし、なかなか

か声がそこまで届きません。そして届きません。とが、かえって何ですか、行き届かない状態になるのではないかと考えます。それで、そういう点で、厚生省全体として、この間も申し上げました母子保健法等も提案されておりますが、その母子保健法といいますのは、大体地域の住民の方々のこれは母子保健でございます。その中に助産婦も非常勤として入れる、医師と同様に、非常勤として入れるのだとございますが、非常勤として入れられましたときに、いかように地域の人たちによき母子の保健指導ができるかということになりますれば、直接地域社会の中でそういうお仕事をしておられる方でなければ、ただ助産婦がいるからそれでいいというわけではないと思うのでございます。そういう意味におきまして需要と供給があるはずでございますので、供給をするように助産所というのが法律的にもちゃんとございます、医療施設としての助産所があるのでございます。それから、また、医療金融公庫貸し付けの対象にもなっているのでございますから、意欲をもう少し盛り上げるような行政指導的なものがぜひ必要ではないかと思うわけです。捨てておいてできるというものではないと思います。その間に萎縮してしまいいまして、何らそういうものができ上がっていないということとは母子にとって非常に不幸なことであらうと思いますので、あえて私はこれを中心に重点的と言うてはいけません、今年度はかなり強力にその面の施策をお立てになり、そうして御指導をお願いしたいわけです。

以上要望しまして質問を終わります。

○紅露みつ君 関連。専門家の御指摘で、だいぶ急所を突かれていますのでございますが、母子健康センターというのは、あれはもう申し上げるまでもありませんが、保健所等の手の及ばない、つまり辺地などでございますね、都会ではございますから、都会のほうは病院がたくさんございますから、その施設でよろしい、こういふことでございませうけれども、お話のように、助産婦が足りないというこの現状は何としても打開しなければ

ならないのですが、林委員からお話のように、どうも普通民間の助産婦というものの立場、施設、そのめんどりのみかたがやはり足りないのです。これはまあ全体を把握していらつしやらないようでごさいますので、私はそれをあくまでも追及しようというつもりはございせん。しかし、もう少し把握していらつしやなければいけないのじゃないかと思うのです。夫婦二人で子供が一人あるとか、あるいは二人あるとかというような家庭でございしたらば、なかなか病院に入つてしまふというわけにはいかないのです。これは助産婦自体の問題でありますけれども、妊産婦のほうの問題でもあるわけありますから、手軽に行けるように、近所に有資格者があつたらば、当然そうした助産婦というものを活用しないということは、いまおつしやつていらつしやるとおり、ほんとうに怠慢ですよ。もう少し実態を把握していただきたい。

それから、もう一つ申し上げたいと思うことは、行政指導をするとおつしやるけれども、私はその道の専門家でないからよくわかりませんが、具体的にどうやってそれを指導なさるのですか。こういう制度がありますよ、それは一応わかっているとは思いますが、何らかの機関があるのでしょうか。これはたいした金額ではないのでございせん。病院や何かの融資と違ひまして、わずかの金です。しかも、住民の方々が手軽にお産ができるということは、これはぜひ考えなければならぬと思ひますけれども、行政指導というのは具体的にどんなことをしていらつしやるのですか。

○政府委員(大崎康君) 先ほど御説明申し上げましたように、医療金融公庫におきましては、各界の方にお集まりをいただきまして、いろいろ医療金融公庫の仕事につきまして御意見を承つておる場がございます。そういうふうなところに助産婦の方々の団体の方々もお見えでございす。そういうふうな方々を通じて、一つはそ

のような団体の会員の方にいろいろお知らせをいただくということが一つでございす。それから、私どものほうにおきましては、各都道府県のいわば看護係といふか、そういうふうなものがございす。そういうふうなものの会議等を通じて、そういうその趣旨をさらに各県ごとにそういうふうな方々に知らせる。すなわち、会合に出ましていろいろそういうお話を申し上げる、大体こういうことにならうかと思ひます。

○紅露みつ君 一応わかりますけれども、何という名称があるか存じませぬけれども、そういう相談機関があつて、その中の構成員としてただそこに加わつてゐるというふうなことだけでは私は力が弱いと思ひます。それから、構成員の数の問題もあつたし、質の問題もあつたし、それから、何というのですか、各県の指導官というものがあつた一応中央官庁として指導していらつしやるのでしようけれども、それが完全に行なわれてゐるのか、強力に行なわれてゐるのかどうか。これをしつかり調べて、そういうものとこの点を強力に伸ばしてほしいと思ひます。実態もつと集計してみても、そういうやはり全体の総合的な施策をひとつ立てていただかないと、これはもう子供が生まれるのでございすからたいへんなことなので、もう少し強力にこの問題と取り組んでいただきたいと思ひます。あらためてそういう相談をしていらつしやる機関は何というのですか。

○委員(小柳勇君) ちょっといま話を聞いていて、実態把握の認識が相当違ふような気がするから、助産婦協会など政府がどういうふうな話し合いをしてゐるか、いまの紅露さんの質問に加えて、一緒に答弁してください。

○政府委員(大崎康君) 医療金融公庫におきましては医療金融協議会というものが設けられておりました。これは非公式な話し合いの場でございます。そこにおきましては助産婦の関係団体の方々が二カ月に一回程度御出席になつて、二カ月に一回程度開いておられます。そのたびごとに御出席をいただきまして、いろいろの懇談を申し上げ

ているということでございます。○委員(小柳勇君) 医務局長、助産婦協会など厚生省のたとへば看護課とか、医務局でどういうふうな接触をやつてゐますか、そのことを御答弁願ひます。

○政府委員(大崎康君) 助産婦関係の団体と私どもの看護課とはそれぞれ密接な連絡がございまして、いろいろこの辺の問題につきましてはお話し合いを申し上げる機会がしばしばあるわけでございます。陳情等につきましては、私なり局長も十分これは承つてゐるわけでございます。

○委員(小柳勇君) いま林君はその辺の意見を集約しておるし、あなたの方の答弁聞いてゐると相当の食い違いがあるものだから心配してゐるのだけれども。

○藤田藤太郎君 私もその問題ちょっと初めに触れておいて、鈴木委員が質問しましたから、あまり質問することはないのですが、いま言われてゐる助産婦はそんなに不足してゐるわけじゃないけれども、助産婦の働くところがない、こういうことだと思ひます。一口に言へば、だから助産婦の団体が、要するに出生が助産婦個人一人個人といたしておかしいけれども、助産婦自身で社会が信用して病院や医者さんばかりの手にかからないういでもやる条件がこの金融公庫の金でつくれるのじゃないか、これが一つ。

それから、もう一つは、地方自治体がそういう助産の設備がつくような、助産婦が活用できるようなものを地方自治体が政府を通じてやることのできないかというふうなことも私は質問の中で受け取れたと思ひます。その点について、これはやはり政府はもつと明確に、いまここで的確に返事をしてくれと言ひませぬから、よくこの医療金融公庫を活用する、皆保険、医療制度、医療保険、一切の国民保険の上に立つて活用するということ十分に考えなかつたらどうですか。これは返事は要りませぬから、ひとつそういうことを関係者と密接にお話しなつたらこの問題は漸次解消していくのじゃないかと、私は先ほどから聞いて

おつてそういう気がしましたので申し上げておきたいと思ひます。

それから、私の質問は、先ほどちょっと触れましたけれども、どうも私は皆保険体制へのかまへが質疑を聞いていて足りないような気がいたします。皆保険の柱になつてゐるのは国保です。国保は御存じのような状態なんです。ですから、たとえば診療所をつくるとか巡回診療をやるとか、そういうことについて地方自治体の財政力が私は持ちこたえられないというところに、国保の赤字の問題と関係して、非常に重要な問題がある。金融公庫の出先としては、条件をそろえたところに行けるだけコントロールをして貸す、腰をすえて貸すというところにおちいつてしまふと私は思ふ。本来の問題が、どうも医療金融公庫の罪じゃないに、厚生行政の私は足らざるものによつてそういうものが欠けていくということ、せつかく医療金融公庫をつくつた意義というものがやはり削減されていく、このところは私はしつかりやつてもらひたいと思ひます。できれば医療の配置計画をお立てになつて社務委員会にひとつ出していただいて、そしてこの融資計画も、できれば皆保険体制への道を開いていただきたい、これをお願いしておきたいと思ひます。

二番目の問題は、先ほど日赤や共済会の貸し付けの利率の問題で議論がありました。ところが、これを見ても、医療金融公庫が八分、今度七分に、増改築乙は七分になつた。ところが、年金のところへいきますと、ただし、大企業だけ七分というところが書いてある。どうなるのか、金融公庫の四十年度は乙種増改築費が七分で、年金事業団へいけば大企業だけは七分、あとは六分五厘だ、こうあるわけだが、これはどういう利率になるのか。だんだんと御説明を聞いてゐると、甲種の増改築で六分五厘のほうへみんな持つていくんだとおつしやるわけですが、年金事業団と医療金融公庫とのこの乙種に關する増改築は、金融公庫は七分だと、それから年金事業団は大企業だけが七分だと、こうけさもつた資料に書いてある

のだが、ちょっと説明してもらわないとわかりにくいと思うのです。

○政府委員（大崎康君） 年金福祉事業団におきましては、これは事業主病院でございます。事業主病院の場合は通常六分五厘でございます。しかし、大企業においてはこれは七分でございます。そこで、日赤、済生会等につきましては、この大企業七分というのは当たりませんで、原則として六分五厘、しかしながら、病床過剰地区におきましては七分にする、こういうことでございます。それで先生がお持ちの資料で六分五厘、ただし、大企業は年七分と書いてある、この年七分のただし書きでございますが、ここに書きましたのは、書き方としては不適當であつたかと思ひます。實際はき私が申し上げたとおりでございます。

○藤田藤太郎君 いや、不適當であつたかと

というけれども、この表を見たらそれしか解釈できないじゃないですか。だから、大企業は七分というのはどこへいくのか、それじゃ医療金融公庫においては乙種改造費七分と書いてあるから、これはどうなるのか。だから、制限医療をこえたところには七分だと、こうおっしゃるわけですから、そういう注釈も何にもここに書いてない。だから問題は、八分が七分になって、六分五厘が七分になったということは私は氣に入らぬわけだけれども、大体長期で皆保険体制へいく医療整備の問題は貸すか貸さないかということでコントロール、セレクションができるわけですから、それじゃ六分五厘を七分にする必要もないのだとぼくは思うのです。それをこりういかつこうで、この表は間違っているなら間違っているで理解しますから、それはいいが、どうもそこらあたりがもう少しはつきりしておいてもらいたい。

○政府委員(大崎康君) この表は、このただし書きをつけたのはあるいは不適当だったかと思いますが、この一番上のところをごらんになりますと、「年金福祉事業団(現行)」というふうに書いてございます。現行というのはいままでということではないです。いままででは原則は六分五厘でござい

いまして、事業主病院、この大企業のものにつきましては年七分にいたしておるわけでございます。そこで、「備考」というところに書いてございますように、事業団の四十年度におきましては日赤、済生会等については、病床不足地区は六分五厘、その他の地区、すなわち、過剰地区は七分、医療法等の規定による命令、指示またはこれにかわる指導があった場合は六分五厘にする、こういうふうに書いてあるわけでございます。

○藤田藤太郎君　だから、このところに備考が書いてございますけれども、基本的に、年金事業団はこし改正しますか、年金福祉事業団の改正案は出てないでしょう。現行というものが、この法律が通れば、これと同じように現行になるわけです。そうすれば年金事業団が大企業だけ七分で、こっちは一般の小さいところまで乙種の七分

という理屈はわからないですよ、こう言っておるのです。これは重要な問題ですから、運営上の問題は、単に日赤、済生会ばかりでなしに、むしろ貸し出しのところで適切か適切でないか、そこのコントロールをして、やはり利子の高いものを借りたら医療機関はもたぬわけですから、特別な配慮をしていただきたいと思うのです。命令、指示またはこれにかわる指導があった場合ということで、できるだけそんな大企業並みに零細な医療機関を持ち込むことのないようにしていただきたい。これは特にお願いをしておきたい。

もう一つは、公庫と市中銀行との関係なんです。これはこの法律ができたときの約束として、中小企業金融公庫のように、手数料をとりながら定期積み立て金をして、そして云々ということはないのだというお約束でございました。だから、いままでの市中銀行を通じての公庫の貸し出しは、六分五厘以外には積み立て金とか何とか一切とってないのか、そこを明らかにしておいてもらいたい。

○政府委員(大崎康君) 第一番目の、年金福祉事業団の關係につきましては、ここにも書いてございますように、医療法の指示、命令等があった場

合には、これは六分五厘にするわけでございますから、その規定を十分活用いたしまして御趣旨に沿いたいと考えております。

それから、第二点の問題につきましては、おそらく歩積み兩建て等のことであらうかと思ひます
が……。

○藤田藤太郎君　そうです。

○政府委員(大崎康君) そのようなことがあるということは一切聞いていないわけで、ないと私も信じております。

○藤田藤太郎君　そういたしますと、今度大阪に支所を出しておやりになることは、これは直接貸しになる。いままでは委託貸しですね、そういうことになっておったわけですが、たとえば医療金融公庫から金を借りようということになれば、地方のAならAという銀行、都市のBならBという

銀行の承認がなければ申請もできないわけですが、このためは。だから、銀行の取引関係と信頼度、それから危険度合い、そういう一切の条件がそろわなければ金融公庫の窓口で申請書がこないというのがこのためでまゐだと私は思うのです。だから、金融という立場に立つて金融機関の健全化ということとは当然のことであろうと、私もそう思います。しかし、国家がやる皆保険の整備ということでもありますから、この点についてはもう少し配慮があつてしかるべきではないか、私は常日ごろそう考へておる。こういうことについて研究なさつたことがあるかどうか、これもこの際、聞いておきたい。

○政府委員(大崎康君) ただいまの御質問でございますが、ちょっと私わかりかねている点がございますが、大阪に支店を設けてまして、診療所、病院の代理貸しの部分は代理貸しの部分で従来どおり残るわけであります。ただ、その事務を大阪支店で行なわせるということになるわけでございます。それから、直接貸しの部分が現在もあるわけでございます。これは今度は東京と大阪とこれも二つに分かれます。代理貸しの部分も東京と大阪と二つに分かれるわけであります。銀行との関係に

おきましては、直接貸しのほうはちろん銀行を
通さないわけでございますが、代理貸し付けの部
分は、大阪支店といえども、代理店を通すわけ
でございます。そこで代理店に出しまして、それ
を代理店がチェックするのじゃないかという御質
問かと思いますが、やはり代理店はいろいろ利用
者に対しましてその制度や何かを説明いたしまし
て、それで利用者のほうが、これは条件に合致し
ないものであるということがあきらめる場合があ
ると思います。いままたまえそのものにつきまし
ては、医療機関の調査の結果を申請書につけまし
て、本所、すなわち、従来でございますと東京、
あるいは今度西日本になりますとたとえば大阪、
こういうふうなところに申請が来まして、そこで
審査をいたしまして決定する、かような仕組みに
なっているわけでございます。

○藤田藤太郎君 少し私のと違うのですが、私は直接貸しをするのはけっこうだという立場に立つて、市で銀行との間に三分二厘の手数料を取りながら歩積両建てを平気でやっている、担保を取って、こういうことにこの公庫がおちいつちゃ困るというたてまえであなたのとこに聞いているのです。この公庫ができたときには、そういう歩積両建てはやりませんというお約束でありましたから、それがいつまでも存続するかっこうを進めていただきたい。しかし、問題は、一つ残るのは、その代理を通じて、市中銀行を通じて実はまゐりますから、そこに償却の条件、危険度合いがないとか担保条件、一切の条件がそろわなければ申請書というものが公庫の窓口にかないのです。そういうことが皆保険という立場に立つて、医療機関整備という観点に立つて、大阪ばかりでなしに、将来直接に調査をして、実際に各地域ごとに医療機関が整備されるような方法は厚生行政としてとつていいのじやないかということを言っているのです。わかりましたか。

○政府委員(大崎康君) 前にお答え申し上げましたように、公庫の成立当初、歩積両建てはしな

ら二千万をこえると一五%ですね。ありがとうございまして。

○委員長（小柳勇君） 本案に対する質疑は、本日はこの程度にとどめておきます。

○委員長（小柳勇君） 原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）（閣法第二〇号）及び、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部を改正する法律案（第四十六回国会参第一四号）を一括して議題といたします。

ある方は、順次御発言を願います。

○藤田藤太郎君 原爆医療法という形でこの法案ができて、被爆者がこの法律の恩恵というか、法律のたてまえによっていろいろの給与を受けてい

るわけでございます。原爆というのは、他の伝染病とか、それから、業務上の疾病とか、そういうものでないわけでもあります。そして、これは私がここで説明するまでもなしに、広島、長崎の原爆、いまや水素爆弾というものがつくられる

て、非常に大きな被害を人類、また、生物が受けるというかっこうにまで進んでいるということが、いろいろのものを通じてわれわれに知らされているわけでございます。ですから、私は、そこらあたりの概念のつかみ方が、やはり原爆医療法の原爆療

被爆者援護の問題として非常に重要な問題ではな
かろうか、そのことをもうこの段階において議論
をするときにはなからうか、私はそういう理解を
持っているわけです。両院において原爆被爆者の
援護決議が行なわれましたことも、これは事実で

でございます、昨年。ですから、それがどう生きていくか、生かしていくかというところに国の政治のいま焦点があるのではなからうか、こういうぐあいに私は思っているわけであります。ですから、何としても私の主張したいことは、その両院

の院の決議、これを発展をさして、名実とも被爆者援護法というものを今日われわれはつくるという段階にきているんじゃないか、これが私たち

ら、中国で二回目の実験が行なわれて、この保有国になったよりなかつこうになつてまいりますと、原爆や核兵器というものが、今後間違ひがあつたときには地球上の生物がどのような形になるか、これはもう私がここで述べる必要はないと思うのです。だから、唯一の原爆被爆国としての日本が、このことを政府とか与党とか野党とか、

かし、援護法をこの段階において制定してまいるといふことになりますると、まだ一般戦災者、その他戦争犠牲者に対する処遇とか、その均衡の問題等々の問題が未解決になつておりまして、どこまで発展するかというような問題もないでもないというような状態でございます。いろいろそういう面を考えますと、もちろん財政上の問題も出て

またはそれを乗り越えて、民族全体として地球上から原爆、核兵器をなくしていくという運動に帰結していいのではないかと、私はそう思うのです。そのためにも、われわれ日本民族は、あの被爆を受けた人の援護をし、そうして再びこれが地

援護法までは踏み切れなかった、こういうことでございまして、非常に私ども議論いたしたわけでございます。お説のような両院の強い決議もあつたわけでございます。しかし、結論から申し上げます

球上に起こらないような一つの実証としてこれを行ない、そうして世界に主張をしていく、こういうことをいまやるときにきているのじゃないかと、私はそう思うのですが、厚生大臣はこのことについてどうお考えになりますか。

ますといふ申し上げたような事情で、この段階では万やむを得なかった、この程度でひとつこの際はがまんをしていただくと申しましようか、お忍びしていただいて、だんだんひとつ深く考えてまいりたい。ことに今度の予算措置といたしまして

○国務大臣（神田博君）　ただいま藤田委員から、被爆者に対する処遇を被爆者援護法というふうなふうに発展させて、そうしてこの被爆者の健康管理をすべてひとつ国があたたかい気持ちをもつてやっていく、世界のただ一つの被爆国といったしまして、いまお述べになりましたところまで入ること

して、しかも、この段階までまいっておるとすると、ことにわれわれは、あげて原爆の使用禁止を説いている際でございますので、国みずからがそういう大きな手を持つべきではないか、こういうお尋ねに対する厚生大臣の所見ということでござい
でございます。

○藤田藤太郎君 前段の問題をもう一、二点お尋ねいたしますけれども、池田内閣が佐藤内閣になつて、自民党のほうとしても、原爆は反対だ、核

います。私も、実はその基本的な姿勢につきましましては藤田委員のお考え方に同調できると申しましょるか、同じ考えを持っている一人でございます。いわゆるあのような被害を受けた、これは人類としてまことにぬぐうべからざる悲惨なことでも、両院の被爆者援護決議というのは、単に恩

ごさいいます。また再びああいことがあつてはならないことごさいいます。そういう観点からいたしますならば、これをひとつ取り上げて、われわれという形じやなしに、日本が再び被害をこうむりたくないという意思も、この援護をしていこうという気持ちの中には、戦争全体の問題と違つて、

原爆の被害というものは違った要素を含んでいると私は思うわけだ。そうでなければ院の決議に意味が十分にあると思う。だから、そういう意味が十分にあると私は思うわけだ。ここへ出てくる原爆医療法は、要するに医療手当の二千万を三千万にするとか、定期診断をするというところまでございまして、前向きであります。前向きでありますけれども、被爆者援護という点から、被爆者をどう守っていくかという点からすれば、大きな壁を乗り越えていかない限り、どうも院の決議と少し考え方が離れているんじゃないか、私はそう思うことを考え、厚生大臣のいまの決意を聞いたわけでありまして、しかし、私は、まあこれ以上、返事は求めませんが、そういう意味で、もっと積極的に、政府は、この実験の停止、それから、製造、使用の禁止という、原水爆、核兵器については、もっともっと積極的にやってもいいんじゃないか、これを、これは閣議で主張し、佐藤内閣の方針としてやってもいいんじゃないか、これを特に希望をしておきたいのであります。

問題は、広島、長崎に落ちた原爆の—アメリカが広島へ来てABCで、原爆の研究所で活動をやっておる。この活動状況は、いままではどういふことをやり、いまだどういふことをやっているか。それから、日本の被爆者をABCはどうか。あるいは援助をしたかということ。アメリカの原爆で両方合わせて四十万近い人が事実になつたわけですが、被爆者はもっと大きい数になつていくわけですが、この問題についてアメリカ自身はどう考えているか、こういうことをひとつこの際、聞いておきたいと思うのです。

○政府委員(若松栄一君) ABCは、御承知のように、戦後直ちにアメリカの調査団が参りまして研究をやりました。そのあと引き継ぎまして、講和条約発効後も依然としてそのままの事業を継続しているわけでございます。ABCの主要な目的は、原爆の影響がどのように将来残つてあらわれてくるであろうかということが基本でござ

いまして、したがって、基本的には原爆被爆者を、被爆当時から現在まで、さらに将来にわたつても、その健康状態を追求していくというところが一番主要な任務でございまして、そのために、寿命調査と申しておりますが、被爆者のサンプルをとりまして、この方たちの健康状態はどういふふうに変つていくか、終末的な疾病が出る、あるいは寿命が縮まる、あるいは遺伝関係が出る、白血病その他の特殊な疾病があらわれるというようなことを、過去から将来にわたつて追求していくというのが目的でございまして、具体的には、現在には数万名のサンプルをとりまして、この方を定期的に健康診断し、さらに死亡者につきましては、一々その家族にお願いをいたしまして、病理解剖もさしていただくというふうなことで、非常に基礎的な、しかも、非常に着実な研究態度をとっているものであります。

アメリカがABCに対してどういふ態度をとっているか、また、被爆者に対してどういふ態度をとっているかというところでございまして、御承知のように、このABCは、アメリカの学士院といふんです。科学アカデミーの費用でやっている仕事でございまして、非常に学問的な面を重視しております。いわゆる被爆者の援護とか、あるいは救済というふうな点については全く考慮いたしておりません。また、アメリカ自身が日本の被爆者に対してどういふことをしているか、これは現在も昔も、アメリカ政府自身として、日本の被爆者に対してどのような援助をするかというふうなことは、全く意思表示はございません。事実無関係ということになろうかと思ひます。

○藤田藤太郎君 そのアメリカが研究していると、まるでまあアメリカの研究は世界人類のためにございまして、大きく言えば、しかし、直接アメリカの手によって原爆が落とされて、その被爆者を学術研究をして事終わりだと、これには私は意見を持っています。厚生省は、こういうアメリカのABCに対してどう見ているのですか。

か。

○政府委員(若松栄一君) アメリカの原子爆弾によつて被爆の事実が起きたということは、これはもう疑いないことではございますが、その被爆者を援護し、救済していくということは、これは日本国政府の義務でございまして、これをアメリカ側に依頼する、依存するということは適当ではないと存じます。特に講和条約等におきまして実際の取りきめがすでになされて、そういう賠償その他の請求はしないということになつておりますので、これはどこまでも日本政府の責任でやるべきものと存じております。

○藤田藤太郎君 まあ日本人というのは考え方の広い民族なんですと言へるかどうか。とにかく落としておいたそこへ来て、一番景色のいいところ病院を建てて学術研究をやらせて、何か支配者と被支配者のような民族感情で事を処理しているというふうな、民族自決の九千七百万の日本国家として、まあ大臣がおいでにならないから、あなたにあまり理屈は言いませんけれども、そのままでいいのかどうかということを私は厚生省で議論されているかどうかというのを聞いています。

○政府委員(若松栄一君) 原爆被爆者の実態に対する調査研究、あるいは医療問題に対する研究、あるいは原爆等、広く放射能全般の医療衛生という問題について、当然だれしもが研究すべき問題だと思ひまして、単にアメリカの出先機関であるABCにだけまかしておくわけではございせん。広島、長崎にそれぞれ研究所を大学に付設いたしまして、日本は日本で独自の研究をいたしております。しかし、アメリカのABCがいち早く研究に着手したということもまた事実でございまして、そういう意味で実績がございまして、また、われわれがいまやらうとしてもなかなかできないような計画を当初からやつておりましたために、いまこゝでABCの研究計画に横やりを入れるとか、あるいはそれを中止させるということとは、むしろ適当でなく、将来においてABCの非常にいい研究が続くとすれば、将来におい

て日本政府はこういうものを継続していくということがむしろ適当ではないかと私も考えております。

○藤田藤太郎君 私の言っているのはこういうことなんです。その占領下に五年も六年もあつたかなかなか言ひにくかつたでしょうけれども、いまは国連にも入り、国際的なあらゆる機関に入つて、医学、科学も発達している現状でありますから、単に日本の大学で研究しているばかりでなしに、ABCと日本の学者が一緒に人類のために研究しようじゃないかという考えが厚生省にあつてもいいのではないかと、私はそう思うわけなんです。いままであまりそういう議論をしなかつたけれども、そういう気がいたします。まあいいでしょう。そこで、大臣、もう一度参議院の「原爆被爆者援護強化に関する決議」というものを読んでおいていただきたいと思う。こゝで書いてあるものは「すみやかにその援護措置を改善し、もつて生活の安定に役立つよう」にする。健康管理及び医療の措置、それから生活安定、それから原爆被爆者の援護というのを明確に書いて、こういう二百五十名全員で決議をしております。これはきょう言うてきょうどうせよと言ひませぬけれども、私は、厚生行政はそういう立場からひとつ考えておいてもらいたい。

それから、その次に、死の灰の問題といわれているが、原爆実験が行なわれると灰が気流に乗つてくるわけでありまして、これは専門的な話ですが、よくわからないけれども、よく地図で日本がいつても谷間になつて降つてくるような気流の関係になつていふわけですが、そこをこの際、聞かしておいていただきたい。

それから、もう一つは、水爆とよくいわれるんですが、水爆の威力というものはどれぐらいの殺戮力を持っているか、この点も参考までにひとつ聞かしておいていただきたいと思ひます。

○政府委員(若松栄一君) 原爆実験等に伴つて起ります死の灰につきましては、科学技術庁が日本全国各地の象台と関連して関係づけまして、そ

こで常時調査をいたしております。そのほかに、地方衛生研究所に一部を委託し、あるいは大学等が独自の研究をいたしておりますので、それらの情報を集めて状況を判断するという仕組みになっておるわけでございます。

なお、原子爆弾の威力というものの説明をしるということでございますが、原子爆弾の威力というものは、大ざっぱに申しまして、機械的な破壊力と熱による障害と放射能の威力と、三つの面がございます。機械的な破壊力というものはどの程度あるかというのを日本学術会議の原子爆弾災害調査報告書によって申し上げますと、「家屋、建物の破壊は五・五キロメートルまで及ぶ。かわらのずれは約八キロメートルに及んでいる。家屋のガラスの破壊は八ないし十キロメートルに及んでいる。武蔵、梅村氏によれば十六キロメートルと報告されている。おそらく十キロメートル以上の地点も相当の破壊があったと思われる。これは機械的力の点でございます。それから、熱の点でございますが、熱は、御承知のように、広島では約地上六百メートル、長崎では……

○藤田藤太郎君 ちよつといまの説明ですけども私はそれを聞いておるんじゃないんで、いま原水爆といわれている水爆というものが爆発したときにはどれぐらいの生物を殺傷し、建物を破壊するかということがわかっていたらということをお尋ねしたのですが、広島、長崎のことについてはもうけつこうです。なかなかどうもむずかしそうですから、けつこうです。

それじゃ次の質問に入ります。原爆被害者には白血球が欠乏する。これをめぐって、たとえば生理上の問題がどうなっているとか、心理上の問題、それから遺伝がどうなっているか、遺伝性があるのかどうか、こういうことが世間で喧伝されておりますが、厚生省はお調べになっておりましたらお聞かせをいただきたい。

○政府委員(若松栄一君) 放射能を受けた者が白血球の減少が起ることは、これはすでに昔から知られた事実でございます。レントゲンを取り

扱う技師等が白血球の減少症が起つておるのにはすでに常識的でございます。広島、長崎の被害者におきましても、当初は白血球の減少を来たした者が相当ございました。しかし、これは比較的急性症状でございます。比較的早期に回復いたしております。それとはまた逆に、白血球が起ることもまた事実でございます。放射能を多量に受けた者、あるいは長期にわたって放射能を受けた者に白血球ができることも事実でございます。広島、長崎においても相当の発生がござい

ます。しかし、これも最近におきましてはほとんど発生率が平常に近いところに戻つておるようでございます。

なお、遺伝の問題につきましては、これは放射能が精子あるいは卵子なりというように、生殖細胞に放射される場合にその遺伝子を変化させるというところは事実でございます。これは動物実験等ではすでに証明されておるところでございます。人間については実験というようないことができませんので、明確な答えは出ておりませんが、少なくとも妊娠が減つたという事実はございます。また、原爆を被爆してから最初に産む子供に流産が多かつたという事も事実でございます。遺伝的には、遺伝としてどういふふうにあられるかというところは必ずしも明確でございせん。広島、長崎等における大学の産婦人科等で外来で先天性の異常を調査いたしました結果、明確な関連は数字的にはあげることができなかったというものが大筋の報告でございます。

○藤田藤太郎君 そうなつてまいりますと、いまおあげになつた分だけ見ましても、この被害者が全国に散らばつておるわけですね。生活上の問題、援護措置がございせんから、生活の道を通じて、あらゆるところに散らばつておるわけですから、その方々のやはり健康の保護ですね、援護措置というものを、それから、定期的な健康の保持のための診断というふうなものが医療法のいまの法律のたまえからいっても必要なんじゃないですか。私たちの言つておるの、非常に生活に

困つておる方々に生活上の援護をしてあげなければいかぬのじゃないかということの主張を私たちはしてまいりましたけれども、いま大きな問題として、研究課題として大臣もその決意のようでありまして、それ以上言いませんが、現在のこの医療法のたまえからいっても、単に拾へないとかいうことじゃないに、全国に散らばつておる方々の健康管理というふうなものは必要なんじゃないですか。そこらはどうですか。

○政府委員(若松栄一君) 健康管理はぜひやつていかなければならない問題だと思つたので、現在も法的に年二回ということに健康診断を行なうことになつておりますが、たいたいお話にも出ましたように、被害者には、被害者ということによつて健康状態に対して異常に神経を使い、事実上神経質になつておる患者が相当ございますので、それらの方々の希望も考慮いたしまして、今年度から定期の健康診断のほかに、随時の健康診断も行なえるように手配いたしました。日本全国どこにおる患者につきましても必要な健康診断が随時行なえるような手配をいたしたわけでございます。

○藤田藤太郎君 これは原爆の被害者に対する障害年金と、こういうふうなもの、それから、この産業困窮者の特別援護手当というふうなもの、それから、この子弟が、やっぱりどうもこの原爆の放射能を受けた人が妊娠をして、そして新しく子供ができたのが、いま遺伝性は人間は実験できぬけれども、動物では明確であると、こうおっしゃるのですから、人間にも同じ動物としてあると認定せざるを得ないと思つたのです。そういうものに對する援護処置というものを講じるための研究、それから、そういうおつもりというものはないのでございせんか、大臣。お聞きしておきたいと思つたのです。

○国務大臣(神田博君) 原爆の被害につきましては、いろいろの各分野で調査していることは御承知のとおりでございます。その結果、いまお述べになつたようなことが出てまいりますならば、こ

れは取り上げてまたひとつ問題にしてまいりたいと、かように考えております。

○藤田藤太郎君 私は、ほんとうに両院の決議の趣旨に沿つて原爆医療法が立て直されなければ十分な援護処置はできないと思つた。そう理解しております。

そこで、最後に私は申し上げておきたいのでありますけれども、厚生省の事務当局として、原爆医療法の限界点に達していろいろの処置を講じられておる、少しは上げなきやいかぬという程度でこれを上げになつておると、私はそう思つたのでありますが、しかし、私は、この原爆医療法を本来の姿に返してもらいたい、要するに原爆被害者の援護というものを両院の決議に沿つてやつてもらいたいというところが一つの希望でございます。それから、これをやること自身が、地球上から原水爆を抹殺していく運動の日本民族の悲願がほんとうに名実ともに国際的に訴えるときの大きな柱になるのではないかと、私はそう思つたので、何とか厚生大臣、このことについてもう少しはつきりした決意をひとつ聞かしておいていただきたい、こう思つたわけであります。私はいろいろとこまかいことを聞きたいのがたくさんあります。たとえば弔慰金を出してもらいたいという非常に熱心な希望があります。これもやはり何とか実現をしてやつていただきたいと思つた。そういうことを取り上げますと、非常にたくさん問題があるわけですから、私も、そういうのも一切含めて、厚生大臣としては、この両院の決議に従つて被害者援護を厚生行政としてはとにかくやるかまえて、今度のところからだけでも、次の近い将来にこのことを実現するといふ私は決意をこゝで聞かしておいていただかなければ、このことだけでわれわれは原爆医療法を、はい、よろしいと言つたわけにはなかなかいきにくい、そう思つたのです。

○国務大臣(神田博君) この原爆医療法の中にいま論議されております援護の精神を組み入れるという問題でございます。もっと具体的に申し上げれば、両院の決議の趣旨を尊重して、そしてそのよ

うな方向にひとつ前進していきなさいという御意見でございます。これは私も、この両院の決議がございましてから、むろんそういうふうな考えをおたこととさせていただきますし、特に私は、昭和三十一年でございまして、この原爆法をつくりましたときの最初の厚生大臣をつとめておりまして、原爆医療法の問題につきましては、決して人後に落ちないまじめな熱心さをもって努力してまいりましたのでございまして、先ほどもお答え申し上げましたように、いろいろまあ議論もございしましたが、予算折衝等におきまして、一番最後に、それならひとつ調査費をはいいのだ、調査をひとつやつて実態調査をして、実態調査の結果でひとつなお相談しようじゃないか、これはもう予算折衝の最後の段階で私の主張が入れられたという問題でございまして、そういういきさつもございします。内部の事情を申し上げて、正直なお話でございますが、まあそういう観点からいたしましたとしても、私はもとより、厚生省も熱心であることは間違いない事実です。ただ、まあ政治的情勢がいろいろ複雑な点もございまして、いろいろ戦争被害という問題になりますとまだまだの感もございまして、それらの問題に関連した問題もあるものでございまして、十分な解決の緒についてないというところは遺憾でございます。しかし、先ほどから議論がございましたように、原水爆のこうした主張というものは、われわれのもう徹底的なこれは禁止の悲願でございまして、このお述べになったとおりでございます。日本が唯一の被爆国といたしましてこの問題に対処するのには、外国からいろいろな目で、なるほどというふうなことも私は必要であることも考えないわけではございません。将来とも、この問題につきましては前向きな姿勢で、そして被害者の援護を十分にしていきたい、かような考えでございます。

○委員長(小柳勇君) 両案に対する質疑は、本日はこの程度にとどめておきます。

○委員長(小柳勇君) 国民年金法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府より、本案に対する提案理由の説明を聴取いたします。神田厚生大臣。

○国務大臣(神田博君) ただいま議題となりました国民年金法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

国民年金は、昭和三十四年に発足して以来、数次にわたる改正が行なわれてまいりましたが、本制度は、国民皆年金の一翼をなす、農家・自営業者等を中心とする二千万人にのぼる被保険者を包含する年金制度としてその使命を果たすべく、なお一層の内容の充実を必要とするところであります。

また、児童扶養手当につきましても、発足後三年有余を経過し、今日まで手当額の引き上げ、支給制限の緩和等の改善が行なわれてまいりましたが、引き続き内容の充実をはからなければならぬところであります。重度精神薄弱児扶養手当につきましても、昨年発足したばかりであります。なお、今後の改善が望まれるところであります。

以上のような事情にかんがみ、今回の改正法案は、国民年金、児童扶養手当及び重度精神薄弱児扶養手当につきましても、福祉年金の額及び手当の額を引き上げ、支給制限を緩和するとともに、障害年金の対象範囲を精神薄弱者にまで拡大することによりまして、これらの制度の改正をはかることとしたものであります。

以下、改正法案のおもな内容につきまして、国民年金に関する事項から御説明申し上げます。

第一に、福祉年金の額の引き上げにつきまして、老齢福祉年金の額を現行の月額千四百円から千三百円に、障害福祉年金の額を現行の月額千八百円から二千円に、母子福祉年金及び準母子福祉年金の額を現行の月額千三百円から千五百円に、それぞれ引き上げることとしたのであります。

第二に、障害年金等の支給範囲の拡大についてであります。これには二点ございまして、第一点は、障害年金及び障害福祉年金の支給の対象とな

る障害の範囲を精神薄弱にまで拡大することにしたのであります。

第二点といたしましては、母子年金及び母子福祉年金の対象となる子についてでありまして、障害のため所定年齢をこえてもなお対象とされる場合の障害の範囲を、障害年金の場合と同様に、精神薄弱にまで拡大することとしたのであります。

なお、準母子年金、準母子福祉年金及び遺児年金の対象となる障害の子等についても同様であります。

第三に、福祉年金の支給制限の緩和について申し上げます。

これには三點ございまして、第一点は、受給権者の所得による支給制限の限度額を二十万円から二十二万円に引き上げるとともに、受給権者が子等を扶養する場合において二十二万円に加算する額を現行の三万円から四万円に引き上げることとしたのであります。

第二点といたしましては、受給権者の扶養義務者の所得による支給制限の限度額を引き上げ、扶養親族が五人の標準世帯では従前の六十五万四千円を七十一万六千円に緩和することとしたのであります。

第三点といたしましては、公務扶助料等の戦争公務に基づく公的年金と福祉年金との併給制限の緩和についてでありまして、その限度額を現行の八万円から十万二千五百円に引き上げることとしたのであります。

次に、児童扶養手当に関する事項について、御説明申し上げます。

第一に、手当額の引き上げにつきまして、その月額を、児童一人の場合は現行千円でありまして、その千二百円に、二人の場合は現行の千七百円を千九百円に、三人以上の場合には現行では千七百円に三人以上一人につき四百円を加算することとなつてゐるのを、千九百円に三人以上一人につき四百円を加算することとしたのであります。

第二に、児童の障害の範囲につきましては、国民年金と同様に、精神薄弱によるものにまで拡大

し、これらの児童にも手当を支給することができるといたしましたのであります。

第三に、支給制限の緩和についてであります。国民年金と同様、支給対象者本人の所得による手当の支給制限の限度額を二十万円から二十二万円に、その扶養する児童についての加算額を三万円から四万円に引き上げるとともに、支給対象者の扶養義務者の所得による支給制限の限度額を六十五万四千円から七十一万六千円に引き上げることとしたのであります。

次に、重度精神薄弱児扶養手当に関する事項について御説明申し上げます。

第一に、手当額の引き上げにつきまして、重度精神薄弱児一人につき月額千円から千二百円に引き上げることとしたのであります。

第二に、支給制限の緩和についてであります。国民年金及び児童扶養手当と同様、支給対象者本人の所得による手当の支給制限の限度額を二十万円から二十二万円に、その扶養する児童についての加算額を三万円から四万円に引き上げるとともに、支給対象者の扶養義務者の所得による支給制限の限度額を六十五万四千円から七十一万六千円に引き上げることとしたのであります。

最後に、実施の時期につきましては、障害者の範囲の拡大に関する事項につきましては、昭和四十年八月一日から、年金額及び手当の額の引上げに関する事項につきましては、同年九月一日から、公務扶助料等と福祉年金の併給の緩和に関する事項につきましては同年十月一日から、それぞれ適用し、その他につきましては公布の日から施行することとしたのであります。

以上がこの法律案の提案理由であります。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことを望みます。

○委員長(小柳勇君) 本案に対し、これより順次質疑に入ります。

御質疑のある方は御発言願います。

○藤田藤太郎君 児童局長に、この年金の中の児童扶養手当の問題について少し聞きたいと思うの

です。この児童手当は今度は何ぼになったのかね、千二百円、七百円、それから四百円、あとみんな四百円ということになったわけですか。で、私は、児童扶養手当というのについて、どんな目的で児童手当を厚生省は考えているのかということを見えたら大臣にも聞きまされども、児童手当というのはいくらまでお出しになっているのかということをお聞きしたい。

○政府委員(竹下精紀君) 児童扶養手当の趣旨でございますが、御承知のとおり、国民年金法がございまして母子福祉年金が創設されたわけでございまして、母子福祉年金につきましては、死別をした母子世帯の方々に對しまして福祉年金が支給される、こういうことになっておるわけであります。そういった面からいたしまして、現実の問題として、母子世帯はそういう死別の方もございまして、離婚をした母子世帯——母子家庭、また、夫に遺棄された母子世帯もございまして、また、同様の、たとえば刑務所に長く入っておるような夫を持った母子世帯もございまして、そういった世帯につきましては、母子家庭といふ目からながめましますと確かに問題があると考えられるわけでございまして、そういう面からいたしまして、児童扶養手当は母子福祉年金の補完的な制度である、こういうふうに理解をしておるわけでございまして。

○藤田藤太郎君 厚生省はたくさんスタッフをお持ちになつておるわけですから、いま世界の流れて社会保障というから、所得保障の年金制度——所得保障、医療保障、それから児童手当法、この三本の柱が社会保障のいま柱になつておると、私はそう思うのです。あなたのおっしゃる生別家族にこの児童手当を出すのだというこの児童扶養手当というの、まあ社会が保障するのだから社会保障とは言えまされども、一般共通にいわれている児童保障といふもの、児童憲章か

らくるものとは違ひますけれども、児童保障といふのは、やはり児童を社会が育成していこうと、特に多子家族の児童を社会が保障しようというところから社会保障の意義、児童手当法の手当としての意義があると思ふのですけれども、それから見ると、ちよつと法律のたまたまが母子福祉の補完処置だということだけで、児童局長とし、厚生省として、一般的に児童手当法、扶養手当法という概念といふものがこれだと思ひになつておるのですか。

○政府委員(竹下精紀君) 先生の御指摘のように、社会保障の大きな柱といたしまして所得保障、それから医療保障、それから新たに児童手当法、こういった保障によりまして家庭の、あるいはそれぞれの個人の生活、医療の問題等についても保障をいたしておるわけでございまして、遺憾ながら、わが日本におきましては、児童手当につきましては制度ができていない現状でございまして、そういった面からいたしまして、厚生省といふたしましても、児童手当を出さなければならぬ、こういう希望を持っておるわけでございまして、ただ、その間におきまして、最も生活上経済的にも負担が重くなつておる母子家庭につきましては、すでに母子福祉年金といふものがあるわけでございまして、そういった面だけの観点から、均衡をとる意味で、生別、それから死別と、両方の面で母子世帯につきましても手当を考えたわけでございまして、したがって、これは将来児童手当がございす際には、当然その中に入つていくべき性格のものだと、かように考えておるわけでございまして。

○藤田藤太郎君 そうすると、いまのこの児童扶養手当法といふのはこういうことですか。名前は児童手当ですが、日本も児童手当法をつくつた社会に喧伝をするわけだけれども、実際は母子福祉手当の補完処置として幾らか頭を並べておいたらいふことだけで、社会保障——これはむずかしいところだけれども、一般的に言う貧乏をなくしていこう、貧困を排除していこうという社会

保障の一般概念とは異質なものだ、異質と言つたらいふ過ぎかもしれませんが、一般的に世界共通のものとは違ひんだ、こういうぐあいにいふわけですか。

○政府委員(竹下精紀君) 多子家庭による貧困をなくするといふ趣旨からいたしまして、相当の金額を児童手当として考えるべきだと考えるわけでございまして、現在のところ、母子福祉年金にいたしまして、あるいはそれに準じております児童手当にいたしまして、必ずしも十分な金額でないという点はあろうかと思ひます。また、母子福祉年金、児童扶養手当は子供の全体に對しましての手当でございまして、先ほど申し上げましたように、母子家庭の中の生別と死別の両方の世帯で、さらに所得制限その他が加わつておりますので、そういう面では、社会保障という面からいたしまして、まだまだ不十分な制度ではないかと、かように考えております。

○藤田藤太郎君 生別家族ばかりでなしに、一般の児童全体に昭和四十二年から児童手当を出すというんだといふことは、一回私はこの委員会に聞いたと思ひますが、その決意は間違いないのですか、大臣。

○国務大臣(神田博君) 児童手当をいつから出すかという問題でございまして、これは御承知のように、いま厚生省でこのほりを担当する参事官がございまして、担当いたしましたしてやっております。できるだけ早くいたしたい。できれば、四十一年度間に合えば四十一年度に出したいと思つておりますが、四十二年度には間違ひなく出したいといふ意気込みでいまこちらの調査をいたしております。

○藤田藤太郎君 そうすると、来年か再来年には必ず出すといふ児童手当法の概念はどこに置いて出されるのか。たとえば全般的に児童に手当を出すわけですから、多子家族の貧困を防止するために出していくといふことだ、要するに社会保障的なたてまえに立たれるのか、児童憲章のたてまえに立つて児童手当法をおやりになるのか、ま

たは、いまおやりになつておるうちに、労務対策、家族手当と同じようなことでとにかく並べておいたらいふことになるのか、このどちらをおとりになるのですか、それを聞きたい。

○国務大臣(神田博君) それらの点はただいま検討中でございますが、しかし、私の考えを率直に申し上げますと、これは児童憲章を對象として、いわゆる全児童にひとつ出したい。われわれの次の時代をになう児童をひとつ政府が責任を持つて育ていく、いわゆる児童憲章によるところの手当にいたしたい、これは私の考えでございますが、そういう構想でやりたい、こう思つております。

○藤田藤太郎君 これは私は少し厚生大臣として異なる返事を聞いたわけなんです。児童憲章として児童を守つていくという政治的な一般概念がございまして、しかし、社会保障としての児童手当といふのは児童憲章といふことではないのかどうか、私はそこは非常に議論のあるところだし、問題点があるのじゃないか。だから、ひとつ厚生省の企画室が何かで世界じゅうの児童手当、六十何カ国が出してありますが、その児童手当法の流れといふものはどういふところにあるのか、最近の移り変わりの問題について少し聞いておきたいと思ひます。

○政府委員(竹下精紀君) 担当の企画室長が参つておりませんので、至急お呼びいたしますので、御了承いただきたいと思ひます。

○藤田藤太郎君 それじゃ私の知つておる範囲の社会保障の三本の柱の一つとしての児童手当法といふのはいまだどうなつておるのかといふことを、私はどういふぐあいに考えているかといふことを申し上げておきたいと思ふのです。本来いへば、所得保障の年金といふものは老後の保障、いまは単に、この前も大臣と少し議論をいたしました、生計と消費のバランスの中に社会保障をどう位置づけるかといふところにヨーロッパの各国にきておると思ふ。この議論はまた厚生年金や年金のときにもやりますけれども、国民所得の二〇〇の水準でバランスをとるようになってきているのが

ヨーロッパの姿であると私は思うのです。それから、その中に所得保障の年金があり、その中に医療制度の社会保障があり、それから児童手当ということになっていると、私はそう思う。最低生活保障の問題はむろんありますけれども、しかし、問題は、最低生活の保障が規制されて、生産労働に対する生産と消費のバランスからくる賃金というものがここできめられる。それで社会保障の所得保障が行なわれて、労働力を中心に。社会保障はそうじゃありませんけれども、賃金所得は、労働力を中心に、社会に貢献するその度合いで所得というものがきまっていくなわけですから、個人でございます。ですから、夫婦二人で生活している人がかりに十万円給与があつて、夫婦に子供が五人あつても十万円だということでは、その家庭は一般水準から破壊されていくということ、これが私は児童手当の概念ではなからうかと、社会保障の補完処置としての児童手当の概念じゃなからうかと、私はそう思っている。最近のEECが一九六二年の十二月になってフランス方式に児童手当法をきめ、年金法はドイツ方式をとりました。昨年あたりで大体全部実施いたしました。おそらくこの考えは、EFTAのあとの各国も、もう一、二年のうちに全部実施するのではなからうかと、私はそう思っております。給与の六割を年金所得保障にし、それから自分の給料では夫婦と子供一人は生活するが、あとは社会が保障する、こういうたてまえに立って児童手当を出している。子供五人もあれば、おやじの給料の半額から六割ぐらいは児童手当を出して生活は補完しているという流れに私はなっているのではないかと。それで、いま厚生大臣の言われたその児童憲章というものが本来そういう要素の中で守られていくということになるんじゃないかと、私はそう思つておるわけなんです。ですから、そういうたてまえというものを日本はおとりになるのかならないのか、そういう片りんもここへは出てこないわけです。この前千円が千二百円になり、次が千七百円が千九百円になる。あとは四百円。

子供があればあるほど、第一子の三分の一しか支給されないでどうしてそれじゃ生活ができるのか。このことを私はうがった言い方をしますけれども、賃金が安いから労使の争い、争議、要求という中で、家族手当方式、妻が千五百円、子供が千円、第二子が八百円、第三子三百円ぐらいで、あとはもう一銭も出さぬ、極端に言へば。そうでないところは三百円か四百円あと幾らあっても出すというよりな、まるで勞務對策方式の家族手当がいま日本にあるわけです。しかし、労働者はそんなのが本旨じゃなしに、むしろ賃金生活というところに主体がいておつて、勞務對策というのは戦後の五、六年の間にそういう概念があつたわけですが、そういうものがこの児童手当にまた生き写しに採用されているという、これはちよつとりがつた、ひがんだ考え方になるかもしれないけれども、そのまゝここへ生き写しにきて、これ児童手当なり、即、児童憲章なりという議論には私はならないんじゃないか。私は、たくさんの方々のスタッフを持ち、研究所を持つて、有能な諸君が厚生省にはたくさんおいでになるわけですから、そこらあたりのことはもう少し検討されないものかという気がしているわけでございます。どうも私がおしやべりをあんまりしたようでありますけれども、そういうところがどうも私は、児童手当が今度千円が千二百円にあえる、何でもちよつともふえたらそれでけっこうだという問題では私はないんじゃないか。いま六十何力国やつておつて、出発の当初には一律で千円なら千円、二千元なら二千元、イタリアやイギリスのように一律方式をとつた国がありますけれども、最近の傾向というものは、ほんとうに社会保障の柱として児童手当、児童保障をどうかまえていくか、そういうものを含んでこれ全体の所得保障、要するに購買力と生産とのバランスをどうとつていくかということに、先進国といえますが、産業国といわれる国の流れが流れておる。日本も片手で数えられるくらいは産業国であり、大国であるとおっしゃるなら、私は、やはりそこらあたりはもつと実質

的に住民主権の人権尊重というところにもつと問題を議論をされて持っていていかれていいんではないかという気がするわけであります、そこらあなりの問題についてどういうぐあいに検討されているか、ひとつお聞かせを願いたいと思います。

○政府委員（山本正淑君） 問題は、児童手当の考
え方についての藤田先生のお考えでございますが、これは児童手当だけじゃなしに、所得保障の
基本になる問題でございますが、基本的には先生
がいまおっしゃられましたような傾向にあるとい
うことは私も了承いたしております。それから、
特にこの所得保障、年金制度を考えます際に、先
生がいま御指摘になりましたような日本の生産と
購買力という問題は、従来理論的には議論されて
おりまして、実際問題として比較的議論にの
ぼってこなかった問題でございますが、私ども
は、所得保障の観点といたしましては非常に大き
な問題である、また、将来の姿勢である、かよう
に考えている次第でございます。

それから、その意味におきまして、やはりいま EEC の御指摘がございましたが、EEC の諸国 だけでなしに、北欧諸国を含めまして、やはり年 金においては所得の六割保障というものを目標に いたしておりますし、その辺のところは、児童手 当について何を基本として考えるかということに よりまして、児童手当の額のきめ方の問題、ある いは、また、第一子から含めるか第二子から含め るかという問題、あるいは子供の数が多くなるに 従って金額をふやしていくか同額でいくか、こう いったような問題が、先生がただいまおっしゃら れましたような基本的態度を何に持つかというこ とによって児童手当の内容は変わってくると、か ように私どもは承知いたしているわけでございま して、そういう問題につきましては、今後厚生 省におきましてその基本的なものの考え方を詰め まして方向を考えていくことに相なるだろうと、 かように考えておる次第でございます。

○藤田藤太郎君　だから、その児童手当の今度の改正はプラスされているわけですから、それはそ

れとしまして、私は、日本が先進国といわれているけれども、児童手当が低いところで一律、そうでなければ社会保障としての児童手当に大波を打ってそこへ流れていく、六十何カ国も世界じゅうでやっている、日本もいまの生別家族の児童手当でその一国になっているというなら、全くこれではおかしい話でございます、私は、事はそので済まされなと思うのです。事はそこで済まされないうきにいま来ているということを上上げていくわけでありますから、大臣のおことばによると、来年には出したい、悪くても再来年には明確に全児童の児童手当法を出したいとおっしゃるわけですから、そこは大臣の決意を了といたしまして、ひとつ十分に――私だけが議論してもこれはどうにもなりませんから、厚生省の中で、われわれ先進国日本が歩んでいく中で何が必要なのか、どういふ法律の内容が必要なのかということ十分に検討をしていただきたい、私はそれをお願いをしておきます。

それから、大臣さつきおいでにならなかつたからそういう問題から触れたわけでありますが、今度は国民年金でありますけれども、国民年金の改定は四十一年度にするということに法律の上ではなつていくと思ひます。ですから、いまの児童手当の問題と非常に関連がある問題だと私は思う。ですから、いまもう検討されているのではないかと、私はそう思ひますから、その来年度から国民年金をお変へになる、どういふ構想でお変へになつていくかとしているか、これを聞いておきたい。

○政府委員（山本正淑君） 御指摘のように、国民年金につきましては、来年が提出年金の再計算の時期に当たつてゐるわけでございます。再計算の時期といふことでございまして、制度改正とは直接法律的には関係ないわけでございますが、しかし、厚生年金におきましても、やはり再計算の時期に従来法律改正を実施いたしております。また、国民年金ができましたからこの数年間というものにおける社会情勢の変化、生活水準の上昇と

いうことがありますので、厚生年金の改正の法案を可決していただきました後におきましては、国民年金の改正にさそく取りかかる予定でございます。最近、新聞紙上等に、国民年金の改正をこいうふうにご覧になっているというふうな記事もあつたのでございますが、これは別にいま成立案を持つておられるわけはございません。衆議院の審議の過程における質疑応答を通じて、こいういうことではないかというふうな推定ではないと存じます。ただ、厚生年金におきまして、一番端的に申し上げますと、従来、厚生年金の定額部分が二十年並びに二十年以降におきましても二千元という定額部分でありましたのを、二十年で五千元ということに引き上げ、かつ、二十年を経過する一年ごとに二百五十円加算して、三十年で七千五百円、こいういうふうな定額の構想をいたしておりますので、基本的には、国民年金の改正につきましても、今回の厚生年金の改正によりまして一萬四千元を実現することと見合ひまして、給付内容を大幅に改善しなければならぬ、かように考へておるのでございます。それにつきましても、大きな問題といたしましては、やはり負担能力という問題があるわけでございます。これが国民年金につきましても一番むずかしい問題でございます。給付の改善をいたしますと、その費用をどういふ形で、どれだけを現状として国庫負担をしていくかという問題がまず先に出てくるわけでございます。かつ、また、その意味合いにおきまして、定額制の国民年金というものをそのまま踏襲していかどうかという問題が出てくるわけでございます。これは一部比例の年金部分というものを付加してはという議論にも通ずる問題でもあります。かつ、また、保険料にいたしまして、定額の保険料で定額の給付ということでありまして、保険料による所得再配分という要素は非常に少ないわけでございます。こいう意味におきまして、保険料を報酬比例で把握できないかどうかといった問題も関連してくるわけでございます。こいう問題も関連してこいう問題をかかえて

おりまして、これは昨年来、国民年金審議会におきまして、次の国民年金の改正については何を問題点とし、そしてどういふ方向でものを考へるかというこの御審議は願つておるわけでございますが、まだ今日の段階におきまして具体的な成立案を持つておりません。ただ、厚生年金の改正というのにも見合ひまして、相当大幅な改善が必要であるというところは申し上げられるのじやないか、かように存じておる次第でございます。

○藤田藤太郎君　まあたえば私は少し先ほど議論しましたが、これはまた厚生年金のときの議論に関連してかと思ひます。私、私は、たとへば社会保障、所得保障というものと経済の問題のバランスという中から、ヨーロッパ各国は国民所得の二〇％水準にあるということを申しました。これは単に防衛という段階では私はないと思ひます。人権尊重というか、もっと大きく言へば経済社会、国民一体が発展していく、だんだん全体が発展していくコースに入つてきていると私は思ひます。みんなが汗を流して生産を高めれば、あらゆるところが全体に上がつていく、こいういうのは社会制度、政治体制になつていく一つのコマを取るとこの社会保障があげられると、私は思ひます。たとえば中期経済計画をみると、三十八年で振替所得を含めて国民所得の五・三％だと、こいういふところ。本来の外国並みにこいうとしたならば八・二％、四十三年度は九・九％だと、一応四十三年になつたらもう高い水準になるでしようけれども、しかし、日本の国民所得の何％が必要だという議論は、これから私は国の経済全体の中で国民生活の論理が出てくると思ひます。それを五・三％から七％で押さえておるのだこいうようなことが中期経済計画に書いてある。私はそこあたりがまずよくわからぬところなんです。そこあたり、この所得保障の国民年金や厚生年金その他の問題の議論というものがうんと議論をされないと、ただ大蔵省のさいふをどつちへどれだけ出すかこいうようなものを考へ

え方で私はやつておつたら、結局その日本の経済なんつてこいうようなものは、もう宝の持ちぐされ、むだ経済以外に何にもないのじやないかと、ひどいことを言うようですね。ですから、こいうあたりはたすわけでございます。ですから、そこあたりは厚生行政としてはもつと力を入れて、国の経済の中で、これはひいては国民を守ることになるわけですから、こいう行政なんですから、厚生省はやつぱりそこに力をお入れにならないとどうにもならぬのじやないか。たとえば福祉年金を今度お上げになる、千五百円から老齢年金が千三百円になる、母子が千五百円、身体障害者が二千円になる。少しづつふえることは、実際に乏しい生活をしてる人はそれはけつこうでありたいでございます。こいういふことも、しかし、いま最低生活費がどうだこいうと、大蔵省はその免税点の限度を月一万二千八百円ですか、独身者でも押さえておる。今度は最低生活費といふことになると、それじゃどこへくるかこいうことになると、七千何百円、少なくとも八千円なければ最低の生存ができないのだこいう、これはまああらゆるところで認められてゐる実態なんだと思ひます。その実態とこの年金、所得保障の関係をいふものとのちがは、さつき児童手当で少し議論をいたしましたけれども、そこら辺は、振替所得がうんと伸びることは国民は困りますけれども、しかし、いづれにいたつて、こいう議論といふものがもつともつとこの所得保障、年金問題についてはされていいんじゃないか、私はまあそう思ひます。そこあたりの所感をひとつ大臣から聞いておきたいと思ひます。

○岡田大蔵大臣(神田博君)　いま藤田委員からお述べになりましたことは私も全く同感でございます。厚生省の立場、厚生行政の面からいたしまして、これはやはりこいう考へのものでこれは担当すべきものだと思ひます。したがひまして、私も中期経済計画等の審議にあたりまして、こいう立場で意見を述べてまいつております。

て、日本がまだまだ足りない、こいう問題について始終議論をいたしてまいつておるわけでございます。まあ四十年度はいろいろの事情がございまして十分ではなかつたのでございまして、これはあくまで姿勢はこいう姿勢で終始したい、努力してまいりたいと、かように考へております。

○委員長(小柳勇君)　速記をやめてください。

〔速記中止〕

○委員長(小柳勇君)　速記を起して。

本案に対する質疑は、本日はこの程度にとどめておきます。

他に御発言もなければ、本日はこれをもって散会いたします。

午後五時十九分散会

五月十三日本委員会に左の案件を付託された。

(予備審査のための付託は同日)

一、寄生虫病予防法の一部を改正する法律案(衆)

寄生虫病予防法の一部を改正する法律案
寄生虫病予防法(昭和六年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第三条ノ第二項中「昭和三十二年以降十箇年」を「昭和四十年以降七箇年」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 昭和四十年に係る第三条ノ三第一項の実施計画に關しては、同項中「毎年度其ノ年度ノ開始前迄二」とあるのは、「基本計画ノ決定後速ニ」とする。

五月十四日本委員会に左の案件を付託された。

(予備審査のための付託は三月二十三日)

一、国民年金法等の一部を改正する法律案

第二三二五号 昭和四十年四月二十八日受理
戦傷病者の妻に対する特別給付金支給に関する請願(五通)

請願者 岩手県稗貫郡大迫町内川目三六ノ六一 藤原よし外四名
紹介議員 谷村 貞治君
この請願の趣旨は、第一六六〇号と同じである。

第二三二七号 昭和四十年四月三十日受理
戦傷病者の妻に対する特別給付金支給に関する請願(五通)

請願者 京都市右京区太秦門田町七ノ一四 田村富子外四名
紹介議員 井上 清一君
この請願の趣旨は、第一六六〇号と同じである。

第二三八二号 昭和四十年五月一日受理
戦傷病者の妻に対する特別給付金支給に関する請願(一通)

請願者 滋賀県栗太郡栗東町荒張三〇三 沢幸吉外一名
紹介議員 西川甚五郎君
この請願の趣旨は、第一六六〇号と同じである。

第二三八三号 昭和四十年五月一日受理
戦傷病者の妻に対する特別給付金支給に関する請願

請願者 長野県更埴市大字屋代 三井清司
紹介議員 小山邦太郎君
この請願の趣旨は、第一六六〇号と同じである。

第二四二二号 昭和四十年五月六日受理
戦傷病者の妻に対する特別給付金支給に関する請願(三通)

請願者 高知市帯屋町九五高知県傷痍軍人連合会妻の会内 伊藤千代美外二名
紹介議員 寺尾 豊君

この請願の趣旨は、第一六六〇号と同じである。

第二四四七号 昭和四十年五月六日受理
戦傷病者の妻に対する特別給付金支給に関する請願(二通)

請願者 北海道釧路市南大通七ノ一八 酒井春子外一名
紹介議員 井川 伊平君
この請願の趣旨は、第一六六〇号と同じである。

第二四六四号 昭和四十年五月六日受理
戦傷病者の妻に対する特別給付金支給に関する請願(二通)

請願者 埼玉県浦和市岸町三ノ一七ノ四二 財団法人埼玉県傷痍軍人会会長 武野谷文助外一名
紹介議員 小林 英三君
この請願の趣旨は、第一六六〇号と同じである。

第二三四一四号 昭和四十年四月三十日受理
全国一律最低賃金制の確立に関する請願(五通)

請願者 新潟市小針老端砂山一、三二四ノ五〇 高橋みよ外二千九百六十名
紹介議員 木村穂八郎君
この請願の趣旨は、第二二一八号と同じである。

第二三七七号 昭和四十年五月一日受理
国民健康保険の財政措置に関する請願

請願者 徳島県名東郡国府町議会議長 田時孝正外二名
紹介議員 三木與吉郎君

国民健康保険の財政難打開のため、すみやかに左記事項の実現を図りたいとの請願。

一、昭和三十九年度療養給付費国庫負担不足見込分は年度内に補正すること。
二、医療費緊急是正に伴う保険税はねかえり分は、昭和四十年においても全額国が財政措置すること。

三、医療に要する薬価を保険者に転化せしめないこと。

理由

国民健康保険の財政は、近年受診率の上昇と医療費の値上げ等により療養給付費の急増にもかかわらず、低所得の被保険者をもつて構成しているため、負担力はきわめて貧弱で保険財政は年々赤字を増しつつあり、加えて最近診療報酬の引上げ等によりその運営はいつそ困難となり今や危機にひんしている状況にある。

第二四五一号 昭和四十年五月六日受理
老後の生活保障のための年金制度改革に関する請願

請願者 神奈川県川崎市小向仲野町四〇老人クラブ鶴亀会内 北村理一外十九名
紹介議員 曾根 益君
この請願の趣旨は、第二〇六七号と同じである。

この請願の趣旨は、第二〇六七号と同じである。

昭和四十年五月二十四日印刷

昭和四十年五月二十五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局